

# 甲 賀 市

## 子ども・子育て応援団支援事業計画

### 【 案 】



平成 27 年 3 月

# 甲 賀 市



# 目次

第1章 計画策定の趣旨 .....	1
第1節 計画策定の背景 .....	1
第2節 計画策定の目的 .....	1
第3節 計画の位置づけ .....	2
第4節 計画の対象 .....	2
第5節 計画の期間 .....	2
第6節 計画の策定体制 .....	2
第2章 甲賀市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題 .....	3
第1節 甲賀市の子どもを取り巻く現状 .....	3
第2節 子ども・子育てに対する保護者の意識(ニーズ調査) .....	23
第3節 次世代育成支援行動計画の進捗 .....	35
第3章 計画の基本的な考え方 .....	39
第1節 基本理念 .....	39
第2節 基本方針 .....	40
第3節 「あい甲賀 子ども・子育て応援団」協働指針 .....	42
第4節 計画の体系 .....	43
第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業 .....	44
第1節 教育・保育提供区域等の基本的事項 .....	44
第2節 幼児期の学校教育・保育の充実 .....	49
第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	59
第5章 子ども・子育て支援事業の方向性 .....	78
第6章 こうか子ども・子育て応援 5つの重点プロジェクト .....	92
第7章 成果指標 .....	93
第8章 計画の推進と点検・評価 .....	95
第1節 計画の推進体制 .....	95
第2節 達成状況の点検・評価 .....	95
資料編 .....	96



# 第1章 計画策定の趣旨

---

## 第1節 計画策定の背景

---

日本の国の人口は、少子高齢化の進行とともに平成 17 年度から減少に転じました。甲賀市においても少子高齢化は進行しており、特に、少子化の進行は、平成 25 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した、「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、2040 年には、2010 年から比べ年少（0～14 歳）人口が 5,262 人（38.6%）減少すると推計され、全国的な推計値（36.3%）よりも減少率が高くなるとされています。

このような状況の中、国、地方公共団体、市民、企業等が一体となって少子化の流れを変えるべく、平成 15 年 7 月には、次世代育成支援対策推進法が制定されました。これを受け、甲賀市では、平成 16 年度に「甲賀市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域全体での子育て家庭への支援につながる取り組みや、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を築くための施策に取り組んできました。

その後、国においては、平成 23 年の合計特殊出生率が 1.39 となるなど、急速な少子化の進行が予測されるとともに、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状や子ども・子育て支援が質・量ともに不足しているなどの課題が顕著化している状況を受け、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て施策を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が公布され、平成 27 年 4 月から本格施行される予定です。

甲賀市では、平成 25 年 3 月に策定した甲賀市総合計画後期基本計画に掲げた、4 つの重点プロジェクトの一つ「学びと育ち、きずなが育む 甲賀の未来プロジェクト」に基づき、「子ども・子育て応援団」として地域のきずなの中で、教育や保育をはじめとする子育て環境を充実し、子育て世代への支援を進めています。

## 第2節 計画策定の目的

---

甲賀市の住民や行政が一丸となった「子ども・子育て応援団」として、これまで以上に安心して子どもを産み育てる環境が整備されたまちの実現に向け、「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」や「地域における子育て支援の充実」「保育の量的拡大」に取り組み、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育て支援方策の確保を総合的に行うための計画として「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」を策定しました。

### 第3節 計画の位置づけ

---

- 甲賀市において取り組むべき子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- 甲賀市政の最上位計画である甲賀市総合計画をはじめとして、甲賀市が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定される市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定される市町村行動計画の位置づけを含む計画

### 第4節 計画の対象

---

本計画の対象は、甲賀市に在住する概ね18歳未満の全ての子ども及びその保護者とします。

### 第5節 計画の期間

---

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年の計画とします。なお、子ども・子育て環境をめぐる情勢が変化した場合には、時点修正します。

### 第6節 計画の策定体制

---

計画の策定にあたっては、学識経験者や子育て支援に関する事業に従事する者、関係団体の代表者、子どもの保護者等で構成する「甲賀市子ども・子育て応援団会議」を設置し、子ども応援施策の総合的かつ計画的な推進に向け、必要な事項及び関係する施策の実施状況等を審議しました。

また、「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会」からは、子ども・子育て支援策への意見聴取を行い、計画に反映させました。

庁内においては、関係各課で構成する「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画庁内検討委員会」を設置し、事業計画案の検討・作成、事業計画策定に伴う調査分析を行いました。

## 第2章 甲賀市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

### 第1節 甲賀市の子どもを取り巻く現状

#### 1 人口と出生数の状況

##### (1)人口

甲賀市の人口は、平成22年以降減少傾向となっており、平成20年と比較すると、平成25年は2,033人減の93,633人となっています。

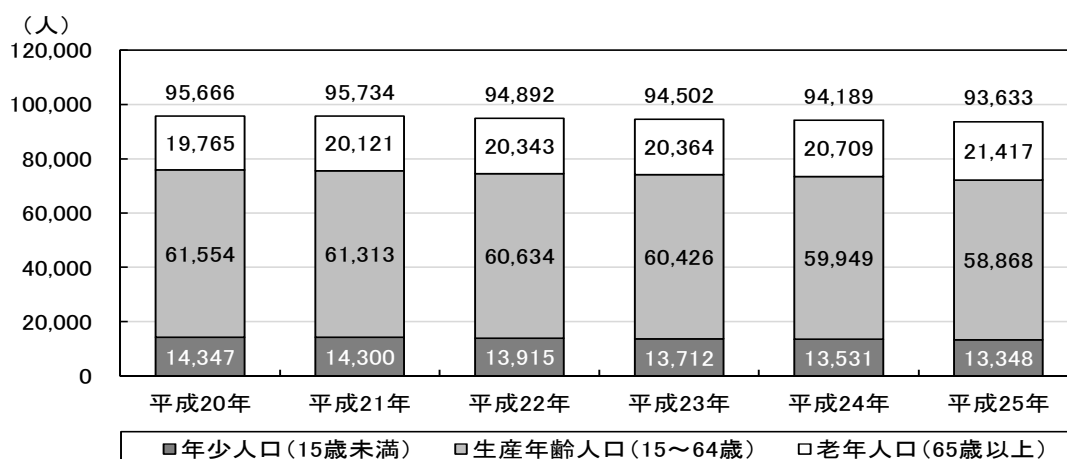
年齢3区分については、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向で推移している一方で、老年人口は増加傾向となっており、今後も少子高齢化が進行することが予測されます。

表1 甲賀市の総人口と年齢3区分の推移

(単位:人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	95,666	95,734	94,892	94,502	94,189	93,633
人口増加率 (対前年比)		0.07%	-0.88%	-0.41%	-0.33%	-0.59%
年少人口 (15歳未満)	14,347	14,300	13,915	13,712	13,531	13,348
生産年齢人口 (15~64歳)	61,554	61,313	60,634	60,426	59,949	58,868
老年人口 (65歳以上)	19,765	20,121	20,343	20,364	20,709	21,417
年少人口の割合	15.0%	14.9%	14.7%	14.5%	14.4%	14.3%
生産年齢人口の割合	64.3%	64.0%	63.9%	63.9%	63.6%	62.9%
老年人口の割合	20.7%	21.0%	21.4%	21.5%	22.0%	22.9%

資料:平成20年~平成24年 住民基本台帳及び外国人登録人口(各年4月末)  
平成25年 住民基本台帳人口(外国人含む)(4月末)



男女別に年齢ごとの人口を表した人口ピラミッド（平成 25 年 4 月）では、男女ともに 60～64 歳が最も多く、次いで 35～39 歳と続いています。

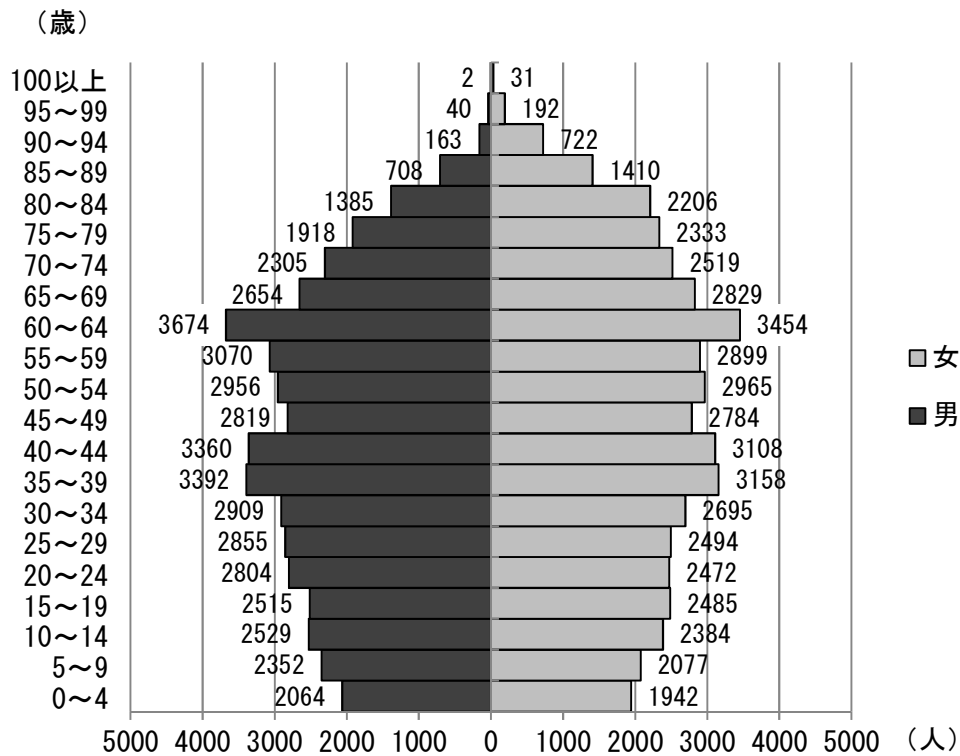


図1 甲賀市の人口ピラミッド(平成 25 年 4 月)

資料: 住民基本台帳人口(外国人含む)(4月末)

## (2) 出生数

甲賀市の出生数は、平成 20 年以降増減を繰り返しながらも減少傾向となっており、平成 25 年は 753 人となっています。また、人口千人あたりの出生数は、8.0 となっています。

表2 出生数及び人口千人あたりの出生率の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	
総人口(人)	95,734	94,892	94,502	94,189	93,633	
出生数(人)	708	753	719	771	753	
人口千人あたりの出生率	甲賀市	7.4	7.9	7.6	8.2	8.0
	滋賀県	9.5	9.6	9.6	9.5	9.3
	全国	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2

資料: 平成 21 年～平成 24 年 住民基本台帳及び外国人登録人口(各年 4 月末)

平成 25 年 住民基本台帳人口(外国人含む)(4月末)

全国・滋賀県の出生率「人口動態統計(厚生労働省)」



### (3) 児童数

甲賀市の児童数は、各年齢はそれぞれ増減を繰り返しながらも微減で推移しており、平成 25 年の 0～11 歳の合計は、平成 21 年と比較すると 842 人減の 10,365 人となっています。

表3 甲賀市児童数の推移

(単位:人)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0歳児	850	763	731	753	757
1歳児	840	853	803	769	786
2歳児	874	839	866	800	772
3歳児	895	868	850	883	806
4歳児	873	884	875	865	885
5歳児	940	865	878	872	868
0～5歳 合計	5,272	5,072	5,003	4,942	4,874
6歳児	965	935	868	887	872
7歳児	970	962	932	871	886
8歳児	970	966	971	927	875
9歳児	1,025	963	965	970	928
10歳児	1,011	1,019	962	963	973
11歳児	994	1,018	1,022	961	957
6～11歳 合計	5,935	5,863	5,720	5,579	5,491
合計	11,207	10,935	10,723	10,521	10,365

資料:平成 21 年～平成 24 年 住民基本台帳及び外国人登録人口(各年4月末)  
平成 25 年 住民基本台帳人口(外国人含む)(4月末)

## 2 各種手当等の状況

### (1) 児童手当

甲賀市の児童手当受給者は、平成 22 年度の子ども手当への移行により増加しましたが、その後の所得制限の実施や少子化の影響により減少傾向にあります。

表4 甲賀市の児童手当受給者数の推移

(単位:人)

平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
児童手当法	子ども手当法	子ども手当 特別措置法	児童手当法	
5,895	7,300	7,261	7,215	7,174

資料: 甲賀市こども応援課 各年5月末現在

### (2) 児童扶養手当

甲賀市の児童扶養手当受給者は、平成 22 年に父子家庭も支給対象となったため増加し、その後もひとり親家庭等の増加に伴い、受給者は増加傾向にあります。

表5 甲賀市の児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
477	512	620	630	655

資料: 甲賀市こども応援課 各年7月末現在

### (3) 特別児童扶養手当

甲賀市の特別児童扶養手当受給者数は、受給対象者の増加に伴い、増加傾向にあります。

表6 甲賀市の特別児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
143	145	145	151	152

資料: 甲賀市こども応援課 各年8月末現在

### (4) 乳幼児福祉医療費助成

甲賀市の乳幼児福祉医療費助成の対象者は、少子化の影響により減少傾向にあります。

表7 甲賀市の乳幼児福祉医療費助成対象者の推移

(単位:人)

平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
5,873	5,656	5,488	5,496	5,347

資料: 甲賀市保険年金課 各年3月末現在

### 3 母子保健の状況

#### (1) 母子健康手帳

甲賀市の母子健康手帳の発行数は、少子化の影響により減少傾向にあります。

表8 甲賀市の母子健康手帳発行数の推移

(単位:人)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
849	775	829	801	748

資料: 甲賀市健康推進課

#### (2) 妊婦一般健康診査

甲賀市の妊婦一般健康診査の受診延べ回数は、少子化の影響により減少傾向にあります。

表9 甲賀市の妊婦一般健康診査の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診延べ回数(回)	9,390	8,105	9,281	9,548	8,938
うち「異常なし」の人数(人)	9,258	8,030	9,188	9,454	8,882
うち「要観察・要精査・要医療・管理中」の人数(人)	132	75	93	94	56
「要観察」以上の割合(%)	1.4	0.9	1.0	1.0	0.6

資料: 甲賀市健康推進課

### (3) 乳幼児健康診査

甲賀市の乳幼児健康診査の対象児童は、少子化の影響により減少傾向にありますが、診査の受診率は概ね向上しています。また、「要観察」以上の割合は減少傾向にあります。

#### ① 4か月児健康診査

表10-1 甲賀市の乳幼児健康診査(4か月児)の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童(人)	790	770	760	779	753
受診児童(人)	744	751	742	760	738
受診率(%)	94.2	97.5	97.6	97.6	98.0
うち「異常なし」の人数(人)	435	456	484	524	481
うち「要観察・要精査・要医療・管理中」の人数(人)	309	295	258	236	257
「要観察」以上の割合(%)	41.5	39.3	34.8	31.1	34.8

資料: 甲賀市健康推進課

#### ② 10か月児健康診査

表10-2 甲賀市の乳幼児健康診査(10か月児)の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童(人)	883	785	748	772	787
受診児童(人)	813	763	716	742	757
受診率(%)	92.1	97.2	95.7	96.1	96.2
うち「異常なし」の人数(人)	495	501	453	525	497
うち「要観察・要精査・要医療・管理中」の人数(人)	318	262	263	217	260
「要観察」以上の割合(%)	39.1	34.3	36.7	29.2	34.3

資料: 甲賀市健康推進課

### ③1 歳 8 か月児健康診査

表10-3 甲賀市の乳幼児健康診査(1 歳 8 か月児)の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童(人)	883	829	820	720	823
受診児童(人)	794	770	784	680	769
受診率(%)	89.9	92.9	95.6	94.4	93.4
うち「異常なし」の人数(人)	375	444	468	422	508
うち「要観察・要精査・要医療・管理中」の人数(人)	419	326	316	258	261
「要観察」以上の割合(%)	52.8	42.3	40.3	38.0	33.9

資料: 甲賀市健康推進課

### ④3 歳 6 か月児健康診査

表10-4 甲賀市の乳幼児健康診査(3 歳 6 か月児)の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童(人)	835	832	854	844	820
受診児童(人)	788	758	798	746	735
受診率(%)	94.4	91.1	93.4	88.4	89.6
うち「異常なし」の人数(人)	368	391	411	399	419
うち「要観察・要精査・要医療・管理中」の人数(人)	420	367	387	347	316
「要観察」以上の割合(%)	53.3	48.4	48.5	46.5	43.0

資料: 甲賀市健康推進課

- ※要観察: 次の健診までに経過を見ていく必要がある乳幼児  
 要精査: 精密検査の必要がある乳幼児  
 要医療: 医療受診の必要がある乳幼児  
 管理中: 疾病も含め現在受診中の乳幼児

#### (4) 乳幼児歯科健康診査

甲賀市の乳幼児歯科健康診査の対象児童は、少子化の影響により減少傾向にあります。診査の受診率は概ね横ばいの状況です。また、う歯のり患率は減少傾向にあります。

##### ①1歳8か月児歯科健康診査

表11-1 甲賀市の乳幼児歯科健康診査(1歳8か月児)の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童(人)	882	829	822	720	823
受診児童(人)	789	767	785	679	769
受診率(%)	89.5	92.5	95.5	94.3	93.4
うち、う歯のある 幼児(人)	11	16	9	7	7
う歯数(本)	27	60	21	19	18
う歯り患率(%)	1.4	2.1	1.2	1.0	0.9
咬合異常人数 (人)	82	86	34	42	38

資料: 甲賀市健康推進課

##### ②3歳6か月児歯科健康診査

表11-2 甲賀市の乳幼児歯科健康診査(3歳6か月児)の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児童(人)	880	832	872	844	820
受診児童(人)	776	757	793	744	734
受診率(%)	88.2	91.0	90.9	88.2	89.5
うち、う歯のある 幼児(人)	179	166	137	119	118
う歯数(本)	651	504	516	516	416
う歯り患率(%)	23.1	21.9	17.3	16.0	16.1
咬合異常人数 (人)	91	65	78	36	73

資料: 甲賀市健康推進課

## (5) 訪問事業

甲賀市の訪問事業のうち、産婦訪問は平成 23 年度から事業化したことから、訪問数が増加しています。また、未熟児訪問については、産科医師や助産師との連携強化により、訪問指導が必要な未熟児を早期に把握できるようになったことから増加しています。

表 12 甲賀市の母子保健関係訪問事業の推移

(単位: 延べ人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
産婦訪問	1	1	599	756	745
新生児訪問	27	27	32	2	18
未熟児訪問	22	14	7	56	84
乳児訪問	442	570	599	756	655
幼児訪問	72	97	75	89	62
合計	564	709	1,312	1,659	1,564

資料: 甲賀市健康推進課

## (6) 健康教室

甲賀市の健康教室は、乳児期・幼児期とも平成 25 年度から教室の内容を増やしたことに伴い、参加延べ人数も増加しています。

### ① 育児学級(乳児期)

表 13-1 甲賀市の育児学級(乳児期)の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数(回)	43	55	52	39	96
参加延べ人数(人)	564	1,071	1,156	676	1,597

資料: 甲賀市健康推進課

### ② 育児学級(幼児期)

表 13-2 甲賀市の育児学級(幼児期)の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数(回)	122	124	101	72	151
参加延べ人数(人)	1,019	1,671	2,552	1,084	3,295

資料: 甲賀市健康推進課

## 4 特別な支援が必要な子どもの状況

### (1) 身体障害者手帳所持者(18歳未満)

甲賀市の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、増加傾向にあります。

表14 甲賀市の身体障害者手帳所持者数(18歳未満)の推移

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	50	53	40	44	62
2級	16	17	13	5	16
3級	7	7	5	4	12
4級	5	8	9	7	10
5級	2	2	1	0	6
6級	8	1	1	1	2
合計	88	88	69	61	108

資料: 甲賀市障がい福祉課(各年度3月末現在)

### (2) 療育手帳所持者(18歳未満)

甲賀市の18歳未満の療育手帳所持者数は、増加傾向にあります。

表15 甲賀市の療育手帳所持者数(18歳未満)の推移

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A(最重度・重度)	65	82	78	80	82
B(中度・軽度)	122	126	129	153	169
合計	187	208	207	233	251

資料: 甲賀市障がい福祉課(各年度3月末現在)

### (3) 児童虐待相談

甲賀市の児童虐待相談件数は、急激に増加しています。

表16 甲賀市の児童虐待相談件数の推移

(単位:件)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
継続の別	新規	39	53	61	117	58
	継続	52	54	73	104	249
虐待種別	身体的虐待	8	13	33	52	75
	ネグレクト	80	88	74	130	154
	心理的虐待	3	6	25	32	69
	性的虐待	0	0	2	7	9
合計		91	107	134	221	307

※「新規」は、当該年度の相談件数

資料: 甲賀市こども応課

※「継続」は、前年度の要保護児童件数加え、過去から継続し調査しているものの中から要保護児童とされた件数を含む



## 5 保育・教育の状況

### (1) 保育園

甲賀市の保育園は25園で、その内訳は公立が19園、私立が6園となっています。甲賀市の児童数のうち、0歳児から5歳児は減少傾向にありますが、保育園への入園児数は0歳児から2歳児で増加傾向にあります。

表17-1 甲賀市の保育園の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
箇所数(園)	27	26	26	26	25
定員数(人)	2,579	2,549	2,559	2,624	2,594
保育士数(人)	328	226	201	278	275
入園児童数(人)	2,143	2,111	2,170	2,185	2,215
うち0歳児	22	34	31	34	51
うち1歳児	154	174	186	199	219
うち2歳児	252	260	286	290	307
うち3歳児	476	463	489	503	455
うち4歳児	578	597	572	573	588
うち5歳児	661	583	606	586	595

資料: 保育所現況調査(各年4月1日)

表17-2 甲賀市の公立保育園の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
公立	箇所数(園)	22	21	21	20	19
	定員数(人)	1,959	1,929	1,929	1,739	1,709
	保育士数(人)	206	220	206	188	183
	入園児童数(人)	1,564	1,512	1,556	1,353	1,357
	うち0歳児	15	14	14	16	29
	うち1歳児	91	90	90	81	109
	うち2歳児	155	177	172	140	158
	うち3歳児	361	345	375	319	281
うち4歳児	434	454	451	390	375	
うち5歳児	508	432	454	407	405	

※平成22年度から「多羅尾保育園」は休園

※平成25年度から「鮎河保育園」は休園

資料: 保育所現況調査(各年4月1日)

表17-3 甲賀市の私立保育園の推移

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
私立	箇所数(園)	5	5	5	6	6
	定員数(人)	620	620	630	885	885
	保育士数(人)	90	90	91	106	106
	入園児童数(人)	579	599	614	832	858
	うち0歳児	7	20	17	18	22
	うち1歳児	63	84	96	118	110
	うち2歳児	97	83	114	150	149
	うち3歳児	115	118	114	184	174
うち4歳児	144	143	121	183	213	
うち5歳児	153	151	152	179	190	

資料: 保育所現況調査(各年4月1日)

表17-4 甲賀市の保育園別入所児童数と充足率の状況

区域	運営区分	保育園名	定員 (人)	入所児童数(人)							充足率 (%)
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
水口区域	公立	水口東保育園	120	/	6	18	22	31	25	102	85
		水口西保育園	180	5	16	17	34	36	42	150	83
		伴谷保育園	220	6	23	23	37	55	54	198	90
		岩上保育園	90	/	/	9	11	21	19	60	67
	私立	柏木保育園	150	6	15	29	38	32	45	165	110
		水口北保育園	180	4	27	28	41	58	32	190	106
貴生川認定こども園		255	6	23	39	40	49	43	200	78	
土山区域	公立	鮎河保育園	※平成25年度から休園								
		山内保育園	30	/	/	0	5	2	2	9	30
		土山保育園	85	3	16	12	21	19	20	91	107
		大野保育園	110	/	/	9	9	15	26	59	54
甲賀区域	公立	甲賀西保育園	110	6	20	11	21	30	30	118	107
		甲賀北保育園	60	/	/	3	12	17	16	48	80
		甲賀東保育園	35	/	/	3	10	10	13	36	103
		甲賀西保育園南分園	29	/	/	4	5	8	11	28	97
甲南区域	公立	甲南東保育園	70	/	/	14	14	15	24	67	96
		甲南北保育園	60	/	/	/	8	12	19	39	65
		甲南西保育園	70	/	/	/	8	16	13	37	53
		甲南南保育園	60	/	/	/	13	15	10	38	63
		甲南希望ヶ丘保育園	120	5	16	16	19	26	35	117	98
	私立	甲南のぞみ保育園	160	3	16	22	40	47	50	178	111
こうなん保育園	60	3	23	22	/	/	/	48	80		
信楽区域	公立	信楽保育園	100	/	8	9	14	30	25	86	86
		雲井保育園	100	4	4	10	14	15	13	60	60
		朝宮保育園	60	/	/	0	4	2	8	14	23
	多羅尾保育園	※平成22年度から休園									
私立	明照保育園	80	0	6	9	15	27	20	77	96	
合計			2,594	51	219	307	455	588	595	2,215	85

資料：保育所現況調査(平成25年4月1日)

※充足率：定員数に対してどれだけの児童が入所しているかの割合

表17-5 甲賀市の保育園開所時間等の状況

区域	運営区分	保育園名	定員(人)	開所時間	保育事業実施状況			
					0歳児保育	時間外保育	保育一時預かり	休日保育
水口区域	公立	水口東保育園	120	7:30~18:30				
		水口西保育園	180	7:30~18:30	○			○
		伴谷保育園	220	7:30~18:30	○			
		岩上保育園	90	7:30~18:30				
	私立	柏木保育園	150	7:30~19:00	○	○		
		水口北保育園	180	7:30~19:00	○	○	○	
貴生川認定こども園		255	7:30~19:00	○	○	※		
土山区域	公立	鮎河保育園	※平成25年度から休園					
		山内保育園	30	7:30~18:30				
		土山保育園	85	7:30~19:00	○	○	○	
		大野保育園	110	7:30~18:30				
甲賀区域	公立	甲賀西保育園	110	7:30~19:00	○	○	○	
		甲賀北保育園	60	7:30~18:30				
		甲賀東保育園	35	7:30~18:30				
		甲賀西保育園南分園	29	7:30~18:30				
甲南区域	公立	甲南東保育園	70	7:30~18:30			○	
		甲南北保育園	60	7:30~18:30				
		甲南西保育園	70	7:30~18:30				
		甲南南保育園	60	7:30~18:30				
		甲南希望ヶ丘保育園	120	7:30~18:30	○			
	私立	甲南のぞみ保育園	160	7:30~19:00	○	○	○	
こうなん保育園		60	7:30~19:00	○	○	※		
信楽区域	公立	信楽保育園	100	7:30~18:30			○	
		雲井保育園	100	7:30~18:30	○			
		朝宮保育園	60	7:30~18:30				
		多羅尾保育園	※平成22年度から休園					
	私立	明照保育園	80	7:30~19:00	○	○		

資料: 甲賀市こども未来課(平成25年4月1日)

※H26.4 から貴生川認定こども園、こうなん保育園で一時預かり保育を実施

表17-6 甲賀市の保育園における休日保育の推移

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
柏木保育園		24	64	22	
水口西保育園					62
合 計		24	37	22	62

※柏木保育園は、平成 24 年度まで実施。

資料: 甲賀市こども未来課

※平成 23 年度は、節電に伴う休日就労対応の 27 人含む。

## (2) 幼稚園

甲賀市の幼稚園数は8園で、その内訳は公立が5園、私立が3園となっています。甲賀市の児童数のうち、3歳児から5歳児は減少傾向にありますが、幼稚園への入園児数はほぼ横ばいの状況にあります。

表18-1 甲賀市の幼稚園の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
箇所数(園)	8	8	8	8	8
定員数(人)	919	890	890	900	900
教諭数(人)	63	61	64	72	69
入園児童数(人)	705	701	724	725	703
うち3歳児	176	189	212	198	211
うち4歳児	272	246	265	268	235
うち5歳児	257	266	247	259	257

資料: 学校基本調査(各年5月1日)

表18-2 甲賀市の公立幼稚園の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
箇所数(園)	6	6	6	5	5
定員数(人)	629	600	600	410	410
教諭数(人)	35	33	34	27	26
入園児童数(人)	396	381	388	270	268
うち3歳児	74	77	98	84	80
うち4歳児	167	146	143	105	84
うち5歳児	155	158	147	81	104

資料: 学校基本調査(各年5月1日)

表18-3 甲賀市の私立幼稚園の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
箇所数(園)	2	2	2	3	3
定員数(人)	290	290	290	490	490
教諭数(人)	28	28	30	45	43
入園児童数(人)	309	320	336	455	435
うち0歳児	102	112	114	114	131
うち1歳児	105	100	122	163	151
うち2歳児	102	108	100	178	153

資料: 学校基本調査(各年5月1日)

## 6 地域子ども・子育て支援事業の状況 ※( )内は、法令における事業名

### (1) 時間外保育事業 (延長保育事業)

甲賀市の時間外保育事業は、平成 24 年度から8園で実施していますが、利用者数は増加傾向にあります。

表19 甲賀市の時間外保育事業の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数(園)	7	7	7	8	8
利用者数(人)	2,197	2,816	3,453	3,836	3,434

資料: 甲賀市子ども未来課

### (2) 児童クラブ事業 (放課後児童健全育成事業)

甲賀市の児童クラブ数は 17 となっており、登録者数は増加傾向にあります。

表20 甲賀市の児童クラブ事業の推移

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
児童クラブ数(か所)	17	16	17	17	17
登録者数(人)	480	487	567	562	595
うち1年生	179	196	220	214	239
うち2年生	153	136	186	176	184
うち3年生	114	136	114	127	120
うち4年生 ～6年生	34	19	47	45	52

資料: 放課後児童健全育成事業実施状況調査(各年5月1日)

### (3) こんにちは赤ちゃん事業（乳幼家庭全戸訪問事業）

甲賀市のこんにちは赤ちゃん事業は、少子化の影響で対象件数は減少傾向にあります。また、訪問拒否の増加に伴い訪問率が低下しています。

表21 甲賀市のこんにちは赤ちゃん事業の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象数(件)	761	779	733	770	751
訪問件数(件)	724	751	691	724	630
訪問率(%)	95.1	96.4	94.3	94.0	83.9

資料: 甲賀市こども応援課

### (4) 育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）

甲賀市の育児支援家庭訪問事業は、訪問世帯数及び訪問回数ともに増加傾向にあります。

表22 甲賀市の育児支援家庭訪問事業の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問世帯数(件)	3	4	3	8	10
訪問回数(回)	87	58	108	80	148

資料: 甲賀市こども応援課

### (5) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

甲賀市の子育て支援センターは、合併前の旧町ごとに5センター設置しており、その利用者数は増加傾向にあります。

表23 甲賀市の子育て支援センター事業の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数(か所)	5	5	5	5	5
利用者数(人)	16,728	13,114	16,371	16,146	16,634

資料: 甲賀市こども応援課

(6) つどいの広場事業（地域子育て支援拠点事業）

甲賀市のつどいの広場事業は、平成21年7月から甲南青少年研修センターで開設しており、利用者数はほぼ横ばいの状況にあります。

表24 甲賀市のつどいの広場事業の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催場所数(カ所)	1	1	1	1	1
利用者数(組)	515	1,446	1,144	1,203	1,128

※21年7月15日事業開始

資料: 甲賀市こども応援課

(7) 公立幼稚園における預かり保育事業（一時預かり事業）【※再掲】

甲賀市の公立幼稚園における預かり保育事業は、5園で実施しており、利用者数は増加傾向にあります。

表25-1 甲賀市の公立幼稚園における預かり保育事業の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設数(カ所)	6	6	6	5	5
利用者数(人)	262	199	322	253	273

資料: 甲賀市こども未来課

表25-2 甲賀市の公立幼稚園における預かり保育事業の推移(施設別)

(単位: 人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
伴谷幼稚園	117	85	94	99	137
貴生川幼稚園	72	26	111		
土山幼稚園	8	4	6	19	8
大原幼稚園	30	47	62	39	57
油日幼稚園	21	8	13	12	25
信楽幼稚園	14	29	36	84	46
合計	262	199	322	253	273

資料: 甲賀市こども未来課



(8) 一時預かり保育事業（一時預かり事業）

甲賀市の一時的預かり保育事業は、水口子育て支援センターと公立保育園4園、私立保育園2園で実施しており、利用者数は増加傾向にあります。

表26-1 甲賀市の一時的預かり保育事業の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数(か所)	7	7	7	7	7
利用者数(人)	1,861	2,277	3,881	3,377	3,334

資料: 甲賀市こども未来課

表26-2 甲賀市における一時預かり保育事業の推移(施設別)

(単位: 人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
水口子育て支援センター	1,239	1,061	1,896	2,169	1,864
土山保育園	93	112	364	225	164
甲賀西保育園	222	221	310	111	203
甲南東保育園	97	28	42	42	45
信楽保育園	70	101	188	163	343
水口北保育園	60	205	443	301	279
甲南のぞみ保育園	80	549	638	366	436
合計	1,861	2,277	3,881	3,377	3,334

資料: 甲賀市こども未来課

### (9) 病後児保育事業（病児保育事業）

甲賀市の病後児保育事業は、水口子育て支援センターで実施しており、利用者数は増加傾向にあります。なお、病児保育は実施していません。

表27 甲賀市の病後児保育事業の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数(か所)	1	1	1	1	1
利用者数(人)	18	28	53	51	60

資料: 甲賀市こども応援課

### (10) ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

甲賀市のファミリーサポートセンターは1か所で、会員登録者数・利用者数ともに増加傾向にあります。

表28 甲賀市のファミリーサポートセンター事業の推移

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数(か所)		1	1	1	1	1
利用者数(人)		290	509	360	316	629
登 録	おねがい会員(人)	117	131	151	176	198
	まかせて会員(人)	57	64	71	72	81

資料: 甲賀市こども応援課

## 第2節 子ども・子育てに対する保護者の意識(ニーズ調査)

### 1 調査の目的

本計画を策定するにあたっては、甲賀市内在住の就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に教育・保育施設等や子育て支援サービスに関する現在の利用状況、潜在的な利用意向を含めたニーズ、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的にニーズ調査を実施しました。

### 2 調査概要

#### (1) 調査地域

甲賀市全域

#### (2) 調査対象者

- 甲賀市内在住の就学前児童の保護者（就学前児童用調査）
- 甲賀市内在住の小学生の保護者（小学生用調査）

#### (3) 抽出方法

住民基本台帳より、就学前児童 1,000 人、小学生 1,000 人の合計 2,000 人を無作為抽出

#### (4) 調査期間

平成 26 年 1 月 6 日（月）～平成 26 年 1 月 22 日（水）

#### (5) 調査方法

郵送配布・郵送回収による郵送調査法

#### (6) 回収状況

調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	1,000 件	465 件	46.5%
小学生用調査	1,000 件	454 件	45.4%
合計	2,000 件	919 件	46.0%

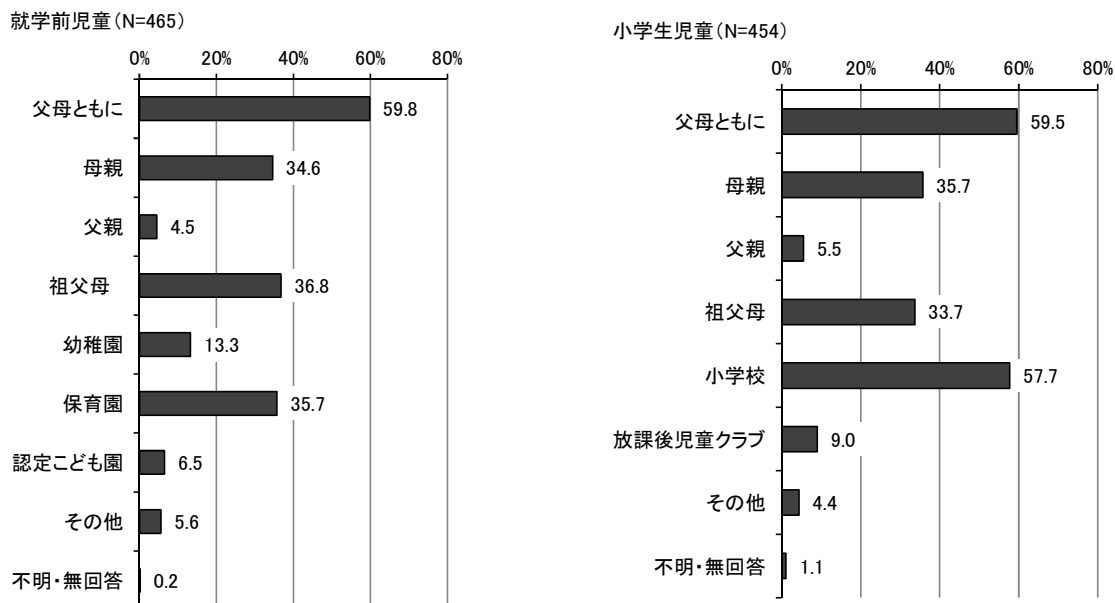
※「有効回収率」の「合計」については、「就学前児童調査」「小学生用調査」の平均値となっています。

### 3 調査結果(主要項目を抜粋)

#### (1) 子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方(複数回答)

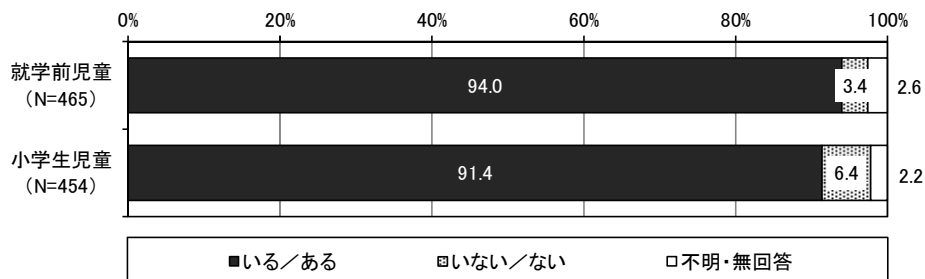
〔就学前児童用調査票・小学生用調査票…問8〕

子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「父母ともに」が半数以上と最も高く、次いで、就学前児童では「祖父母」が36.8%、小学生児童では「小学校」が57.7%となっています。



#### (2) 気軽に相談できる人の有無(単数回答) 〔就学前児童用調査票・小学生用調査票…問11〕

気軽に相談できる人の有無についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「いる／ある」が9割以上と大部分を占めています。

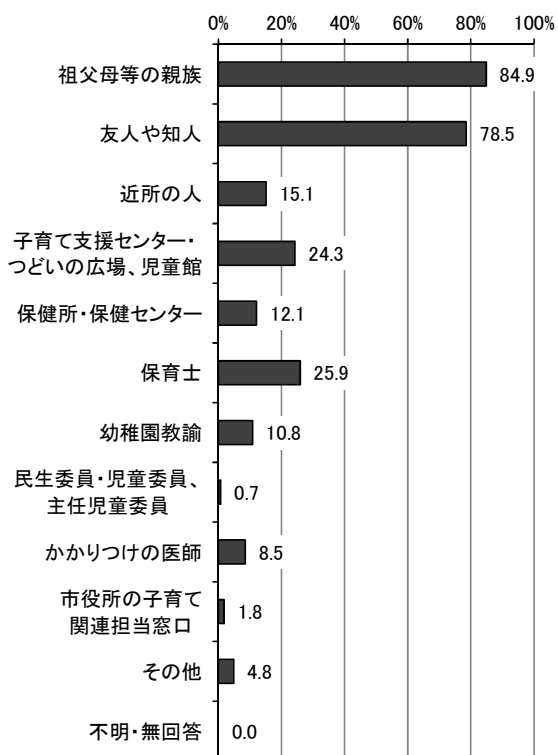


(2)で「いる／ある」を選んだ方

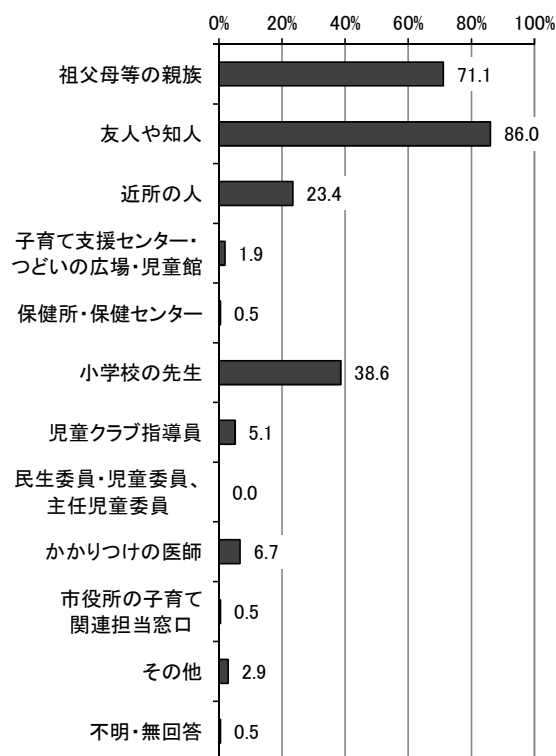
### (2)－1 相談先〈複数回答〉〔就学前児童用調査票・小学生用調査票…問 11-1〕

相談先についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が84.9%、小学生児童では「友人や知人」が86.0%と最も高く、次いで、就学前児童では「友人や知人」が78.5%、小学生児童では「祖父母等の親族」が71.1%となっています。

就学前児童(N=437)



小学生児童(N=415)

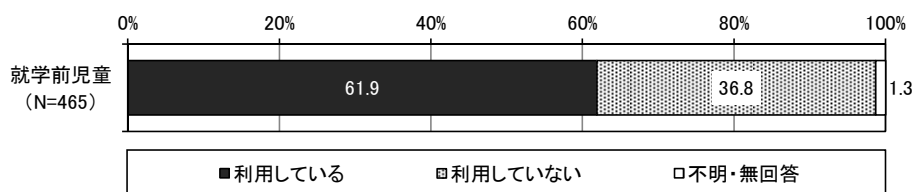


### (3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

#### (3)－1 現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉

〔就学前児童用調査票…問 18〕

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が61.9%、「利用していない」が36.8%となっています。



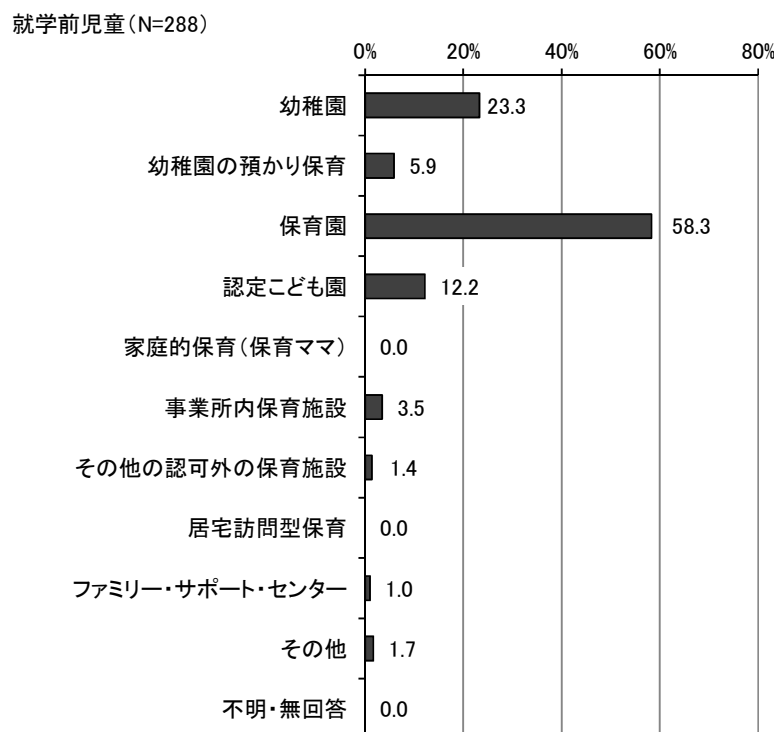
※ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。  
具体的には、幼稚園や保育所など、問 18-1 に示した事業が含まれます。

#### (3)－1 で「利用している」を選んだ方

#### (3)－2 平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉

〔就学前児童用調査票…問 18-1〕

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「保育園」が58.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が23.3%、「認定こども園」が12.2%となっています。

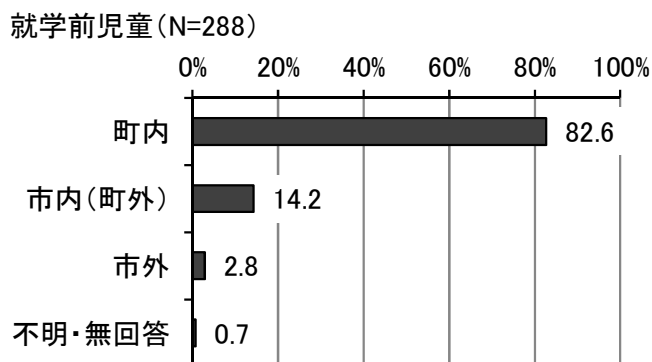


(3)-1 で「利用している」を選んだ方

### (3)－3 平日、利用している教育・保育事業の実施場所〈単数回答〉

〔就学前児童調査…問 18-3〕

平日、利用している教育・保育事業の実施場所についてみると、「町内」が82.6%と大部分を占めています。



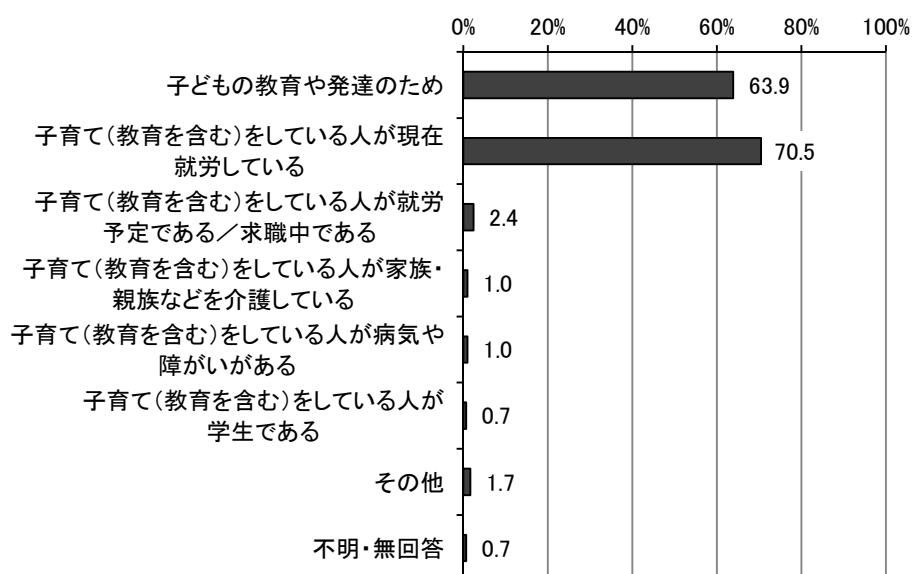
(3)-1 で「利用している」を選んだ方

### (3)－4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由〈複数回答〉

〔就学前児童調査…問 18-4〕

平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてみると、「子育て(教育を含む)をしている人が現在就労している」が70.5%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が63.9%となっています。

就学前児童(N=288)

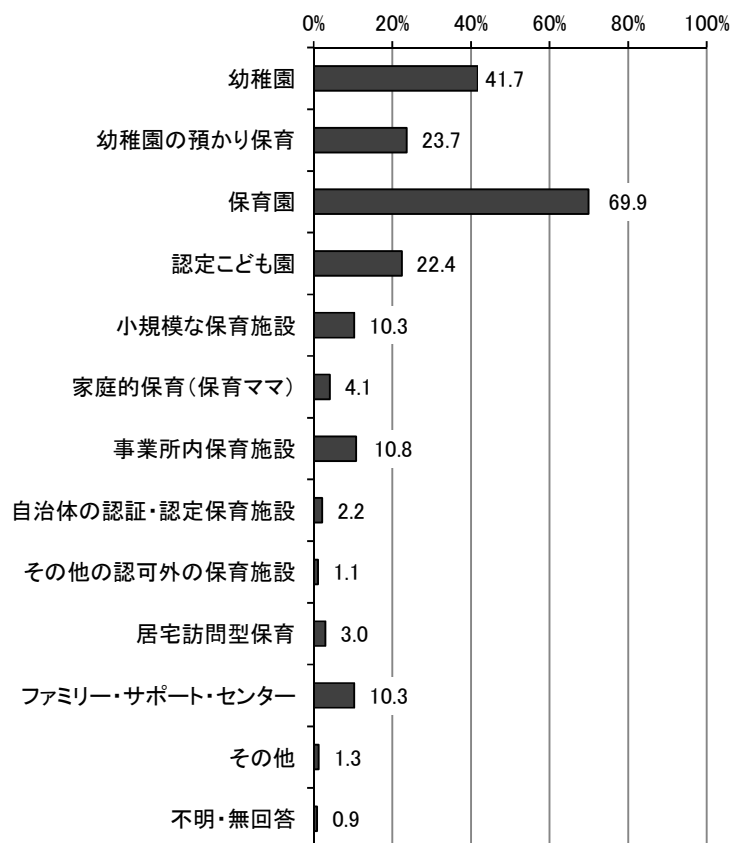


(3)－5 平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業〈複数回答〉

〔就学前児童用調査票…問 19〕

平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業でみると、「保育園」が69.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が41.7%、「幼稚園の預かり保育」が23.7%となっています。

就学前児童(N=465)



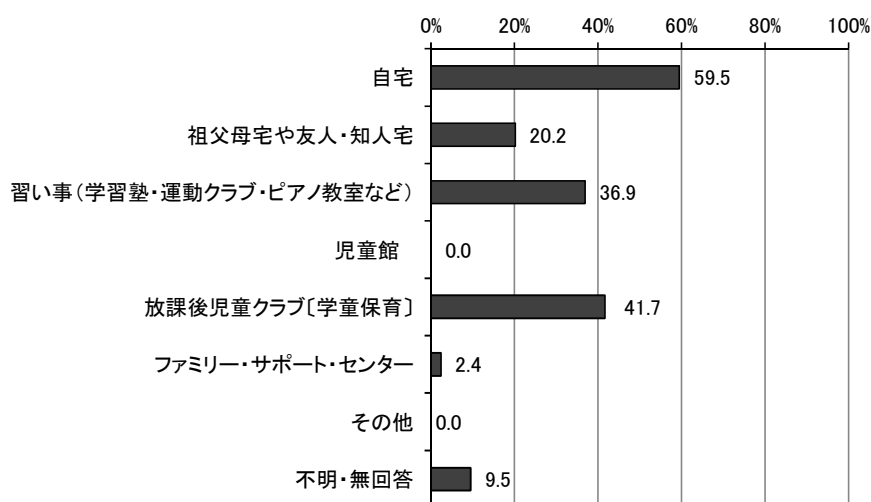


#### (4) 放課後の過ごし方について

##### (4)－1 就学前児童の、小学校低学年で希望する放課後(平日の小学校終了後)の過ごし方(複数回答) [就学前児童用調査票…問 29]

就学前児童の、小学校低学年で希望する放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が59.5%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が41.7%となっています。

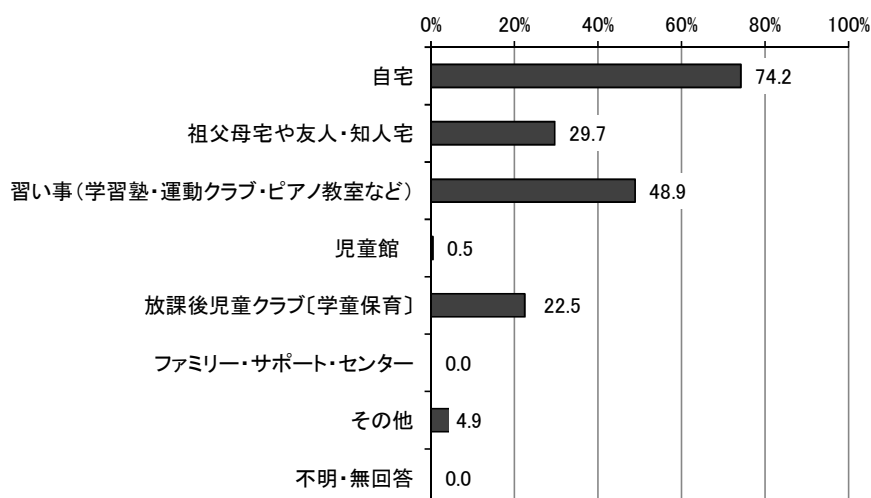
就学前児童(N=84)



##### (4)－2 小学校低学年の、放課後(平日の小学校終了後)の過ごし方(複数回答) [小学生用調査票…問 17]

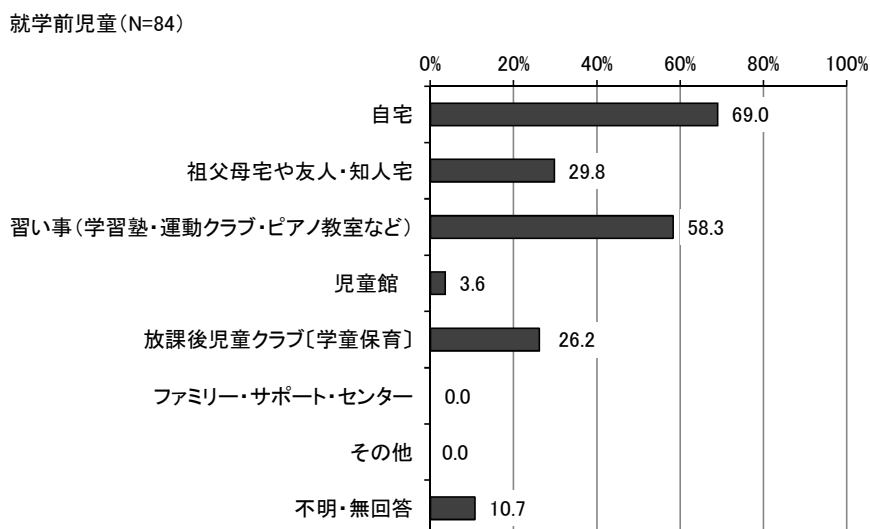
小学校低学年の、放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が74.2%で最も高く、次いで「習い事(学習塾・運動クラブ・ピアノ教室など)」が48.9%となっています。

小学生児童(N=182)



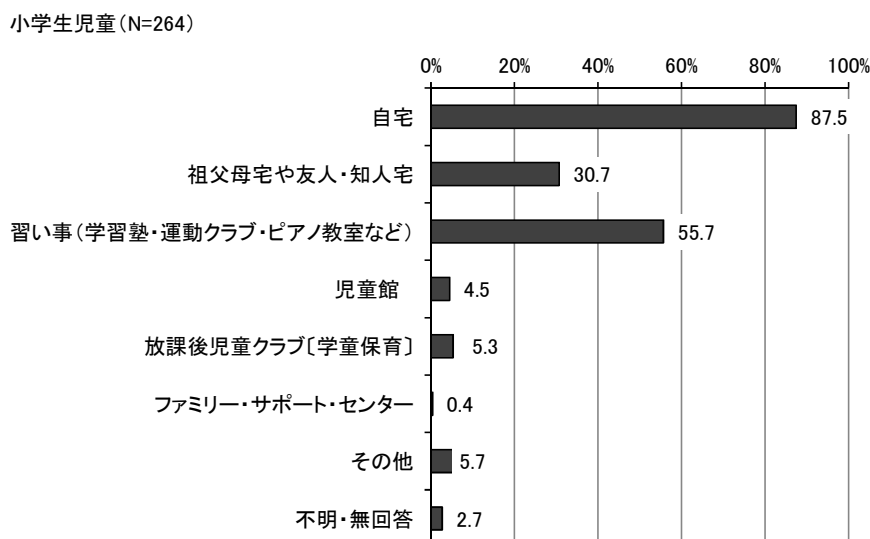
#### (4)－3 就学前児童の、小学校高学年で希望する放課後の過ごし方 〈複数回答〉〔就学前児童用調査票…問 30〕

就学前児童の、小学校高学年で希望する放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が69.0%で最も高く、次いで「習い事（学習塾、運動クラブ、ピアノ教室など）」が58.3%となっています。



#### (4)－4 小学校低学年の、小学校高学年で希望する放課後の過ごし方 〈複数回答〉〔小学生用調査票…問 22〕

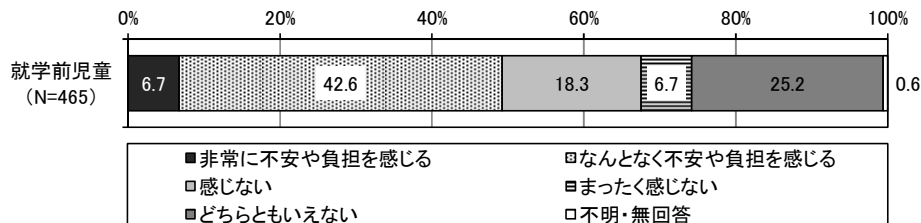
小学校低学年の、小学校高学年で希望する放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が87.5%で最も高く、次いで「習い事（学習塾、運動クラブ、ピアノ教室など）」が55.7%となっています。



## (5) 子育て観やサービスの満足度などについて

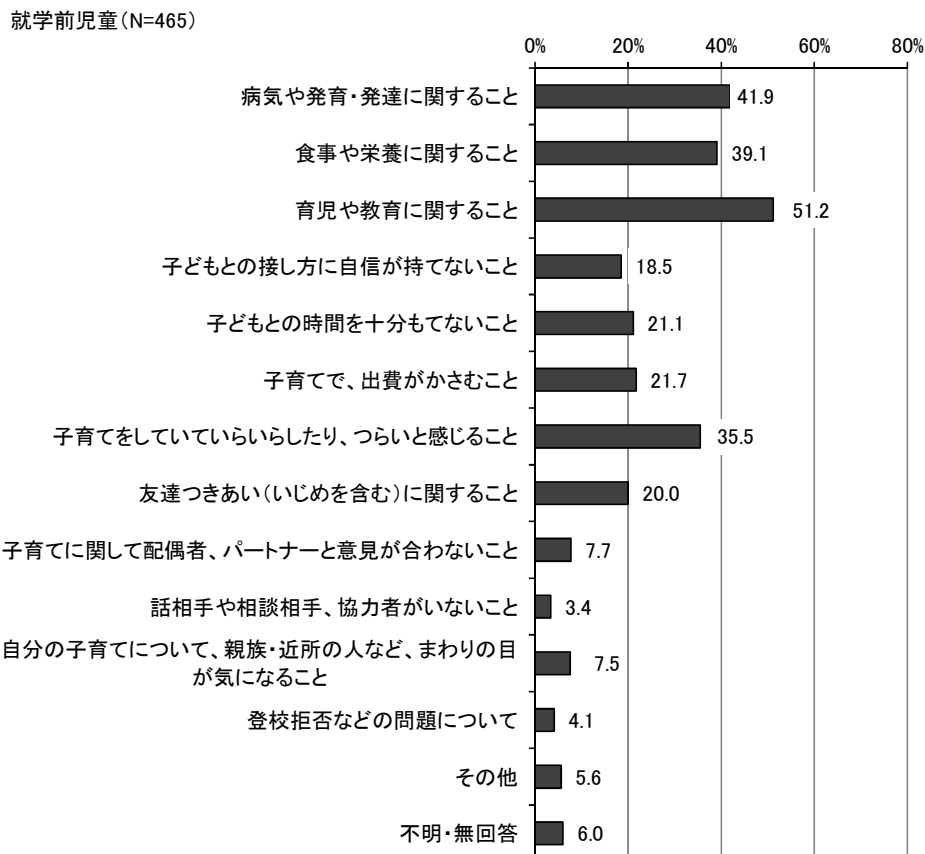
### (5)－1 子育てに関して不安や負担〈単数回答〉〔就学前児童用調査票…問 35〕

子育てに関して不安や負担についてみると、就学前児童では「なんとなく不安や負担を感じる」が 42.6%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が 25.2%となっています。



### (5)－2 子育てに関する悩みや心配ごと〈複数回答〉〔就学前児童用調査票…問 36〕

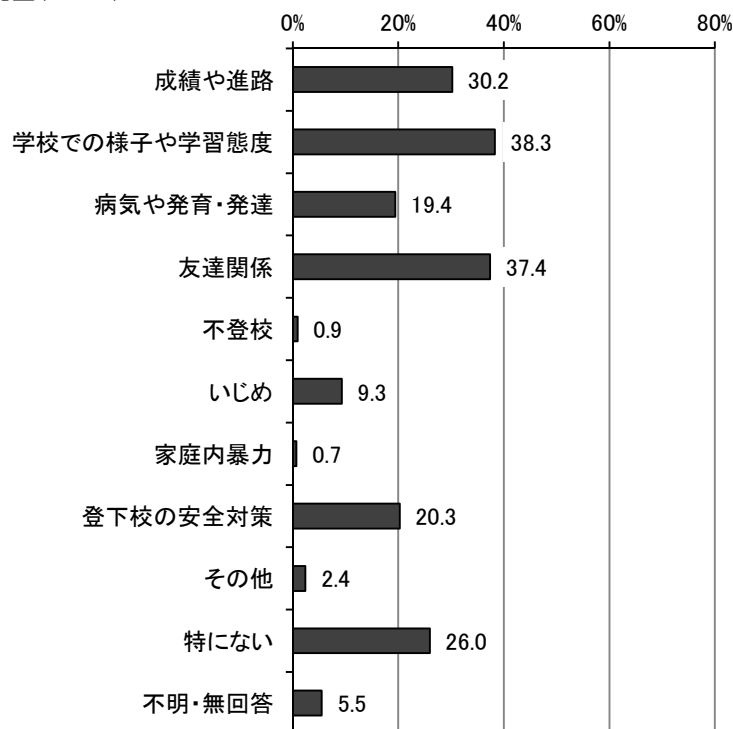
子育てに関する悩みや心配ごとについてみると、就学前児童では「育児や教育に関すること」が 51.2%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が 41.9%、「食事や栄養に関すること」が 39.1%となっています。



### (5)－3 子育てに関する悩みや心配ごとく複数回答) [小学生用調査票…問 36]

子育てに関する悩みや心配ごとについてみると、小学生児童では「学校での様子や学習態度」が38.3%と最も高く、次いで「友達関係」が37.4%、「成績や進路」が30.2%となっています。

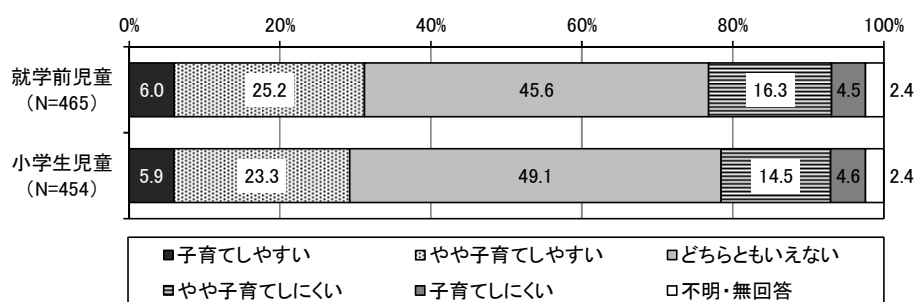
小学生児童(N=454)



### (5)－4 甲賀市は子育てしやすいと思いますか(単数回答)

[就学前児童用調査票…問 47、小学生用調査票…問 41]

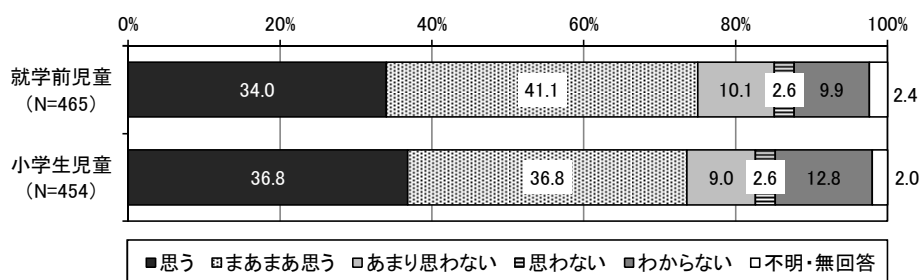
甲賀市は子育てしやすいと思いますかについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「どちらともいえない」が4割以上と最も高く、次いで「やや子育てしやすい」が2割以上となっています。また、『子育てしやすい』（「子育てしやすい」と「やや子育てしやすい」の合計）が約3割となっています。



### (5)－5 甲賀市に住み続けたいと思いますか〈単数回答〉

〔就学前児童用調査票…問 48、小学生用調査票…問 42〕

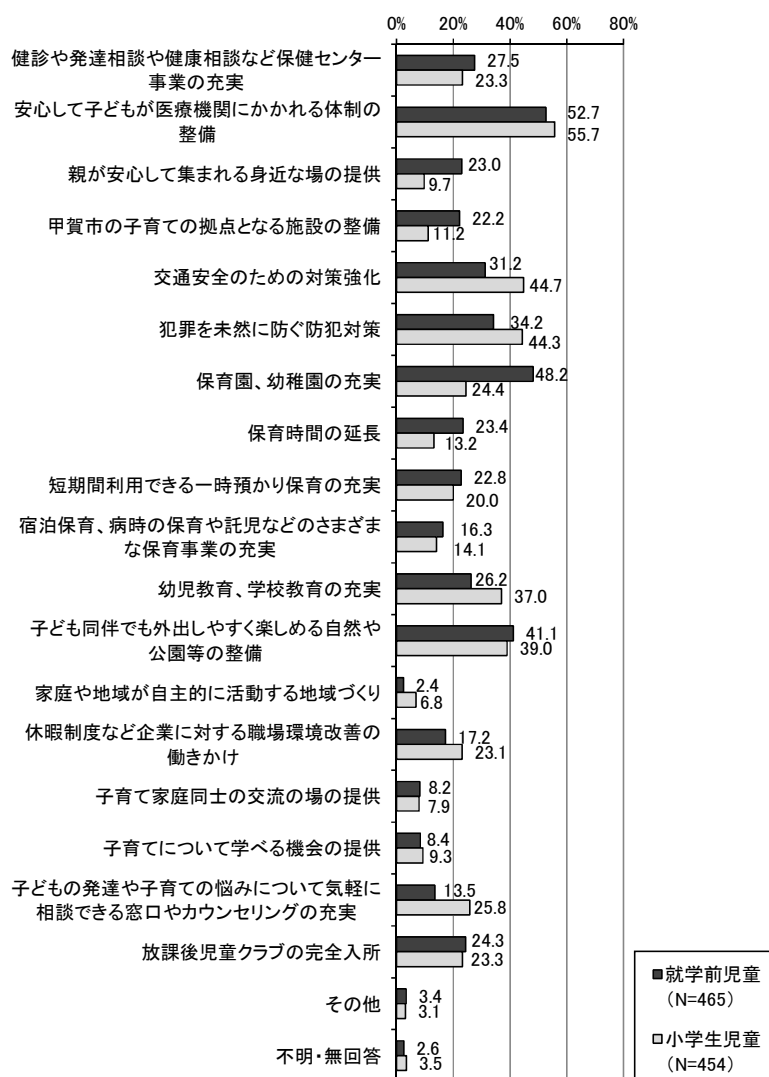
甲賀市に住み続けたいと思いますかについてみると、就学前児童、小学生児童ともに『思う』（「思う」と「まあまあ思う」の合計）が7割以上と高くなっています。一方、就学前児童、小学生児童ともに『思わない』（「あまり思わない」と「思わない」の合計）が1割以上となっています。



## (5)－6 甲賀市の子育て支援において今後重要と思われること〈複数回答〉

〔就学前児童用調査票…問 49、小学生児童用調査票…問 43〕

甲賀市の子育て支援において今後重要と思われることについてみると、就学前児童、小学生児童ともに「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」が、それぞれ52.7%、55.7%と最も高く、次いで、就学前児童では「保育園、幼稚園の充実」が48.2%、小学生児童では「交通安全のための対策強化」が44.7%となっています。



## 第3節 次世代育成支援行動計画の進捗

### 1 目標事業量の進捗

甲賀市次世代育成支援行動計画（後期計画）で定めた子育て支援のうち、目標事業量を設定した事業の進捗は下表のとおりです。

表29 甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)目標事業量の進捗

		単位	平成 21 年度 実施見込 事業量等	平成 26 年度 目標事業量	平成 25 年度 実績	平成 26 年度 見込み
通常保育事業		人	2,148	2,394	2,322	2,359
延長保育事業		か所	7	7	8	8
トワイライトステイ事業		か所	1	1	0	0
休日保育事業		か所	0	1	1	1
病児・病後児保育事業		か所	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業		か所	17	15	17	17
		人	482	525	595	638
地域子育て支援拠点事業	ひろば型	か所	1	3	6	6
	センター型	か所	5	3		
一時預かり保育事業		か所	7	7	7	9
ショートステイ事業		か所	1	1	0	0
ファミリーサポートセンター事業		か所	1	1	1	1
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業・訪問率)		%	95	100	84	95
養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)		派遣 世帯	3	10	10	15
養育里親登録数		世帯	5	10	13	15

資料：甲賀市こども応援課

※「地域子育て支援拠点事業」については、平成 25 年度から事業の枠組みの見直しのため、合算値を記入

## 2 成果指標の進捗

甲賀市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本方針ごとに、めざすべき成果をはかるための指標として設定した成果指標の進捗状況は下表のとおりです。

### 《基本方針1》 身近な地域で子どもを応援するために

表30 甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)成果指標

#### 《基本方針1》の進捗

指標	区分	基準(ニーズ調査)		目標(H26)	実績(ニーズ調査)	
		値	年度		値	年度
育児にほとんど参加していない父親の割合	就学前	10.1%	H20	半減	33.5%	H25
	小学生	5.2%			28.0%	
子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	就学前	47.4%	H20	減らす	49.3%	H25
	小学生	66.9%			68.5%	
ファミリーサポートセンターを知らない保護者の割合	就学前	33.3%	H20	20%以下	(未調査)	H25
	小学生	45.3%		30%以下	(未調査)	

### 《基本方針2》 親子が心身ともに健康であるために

表31 甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)成果指標

#### 《基本方針2》の進捗

指標	区分	基準(ニーズ調査)		目標(H26)	実績(ニーズ調査)	
		値	年度		値	年度
乳幼児健診・相談を受けた保護者の割合	4か月健診	98.2%	H20	増やす	98.0%	H25
	10か月健診	94.6%			96.2%	
	1歳8か月健診	96.4%			93.4%	
	2歳6か月相談	89.6%			91.0%	
	3歳6か月健診	89.9%			89.6%	
朝食を食べている子どもの割合	就学前	78.5%	H20	増やす	91.8%	H25
	小学生	93.8%			87.6%	



### 《基本方針3》 子どもも親も心豊かに成長するために

表32 甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)成果指標

#### 《基本方針3》の進捗

指標	区分	基準(ニーズ調査)		目標(H26)	実績(ニーズ調査)	
		値	年度		値	年度
子どもに関する地域の活動に参加している保護者の割合	参加している	26.6%	H20	増やす	24.7%	H25
	参加したい	39.6%			39.4%	
子どもとゆっくりとした気分で過ごせる時間のある母親の割合	就学前	56.7%	H20	増やす	71.8%	H25
	小学生	47.2%			67.0%	

### 《基本方針4》 親子にとって快適な生活環境のために

表33 甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)成果指標

#### 《基本方針4》の進捗

指標	区分	基準(ニーズ調査)		目標(H26)	実績(ニーズ調査)	
		値	年度		値	年度
子どもとの外出で特に困ったことはないと感じる就学前児童の保護者の割合	—	14.6%	H20	増やす	13.5%	H25

### 《基本方針5》 働きながら子育てするために

表34 甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)成果指標

#### 《基本方針5》の進捗

指標	区分	基準(ニーズ調査)		目標(H26)	実績(ニーズ調査)	
		値	年度		値	年度
就学前児童の保護者において、これまで母親または父親が育児休業制度を利用したことがある割合	—	27.8%	H20	増やす	37.0%	H25

《基本方針6》 みんなで子どもを守るために

表35 甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)成果指標

《基本方針6》の進捗

指標	区分	基準		目標 (H26)	実績	
		値	年度		値	年度
こども110番の家の数	—	1,700 件	H21	増やす	1,369 件	H25

《基本方針7》 家庭の自立や社会参加の支援のために

表36 甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)成果指標

《基本方針7》の進捗

指標	区分	基準		目標 (H26)	実績	
		値	年度		値	年度
ここあいパスポート利用者数	—	180 件	H21	増やす	367 件	H25

## 第3章 計画の基本的な考え方

甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画が承継する「甲賀市次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、甲賀市における子育てを取り巻く課題に取り組み、各施策の充実を推進し、子育ての楽しさや幸せを実感できる環境及び地域全体で子ども・子育てを支え合うネットワークづくりを進めてきました。

今日までの取組をふまえながら、子どもの保護者へのニーズ調査や国が進める子ども・子育て支援新制度の内容も鑑み、甲賀市における子ども・子育て支援の基本的な考え方として、次の基本理念と基本方針を示します。

さらに、本計画を地域全体の協働と連携により推進するため、「あい甲賀 子ども・子育て応援団」協働指針を掲げます。

### 第1節 基本理念

甲賀市では、豊かな自然環境やコミュニティを活かした子育て支援に取り組み、保護者や市民から一定の評価を得ているところです。

今後、予想される少子化の進行に歯止めをかけるためにも、引き続き行政が主体となり、子ども・子育て支援の充実に取り組むことはもちろんですが、子どもや子育てを地域全体で支え合うネットワークを構築するなど、甲賀市に住む若者をはじめ、市外の人にも「甲賀市で子どもを産み、子育ての楽しさを実感したい」と思っただけの環境を整備することが必要です。

そのため、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという考え方を基本としつつも、甲賀市次世代育成支援行動計画（後期計画）で掲げた基本理念に込められた思いを引き継ぎ、輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、しなやかで・心豊かに・たくましく育つことを第一に願い、市民、団体、事業者等の多様な主体と行政が協働・連携しながら、地域全体で、妊娠、出産期から切れ目のない子ども・子育てを応援する「子ども・子育て応援団」のまちとして、次の基本理念を掲げます。

#### ■基本理念

**みんなが参加し 広がる きずな で  
子ども・子育てを応援するまち あい甲賀**

## 第2節 基本方針

基本理念を実現するための基本方針として、次の項目を設定します。

### 1 ニーズに応じた教育・保育、子育て支援を提供します

- 子育ての多様なニーズに対応した、特定教育・保育施設の計画的な整備や身近な保育の場の確保により、すべての地域の子どもたちが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境をつくります。
- 未就園の子育て家庭に対しても、保護者が気軽に相談でき、子どもとともに集うことのできる場づくりなど、保護者のニーズに応じた子ども・子育て支援に取り組みます。
- 産後の休業・育児休業後においても、必要な教育・保育施設が利用できるとともに、多様な子育て支援を受けることができるよう、地域特性やニーズに対応したサービスを展開するとともに、必要な情報提供や相談体制を整備します。

### 2 身近な地域での子育て支援を応援します

- 身近なきずなの中で市民自らが、地域の子ども・子育てを応援する多様な活動を支援します。
- 家庭及び市民・地域、各種団体、企業、行政等が、甲賀市の掲げる子ども・子育てに関わる基本的な考え方を理解し、協働・連携による子育て支援を広げるための重層的なネットワーク構築を進めます。

### 3 家庭の自立や社会参加を支援します

- 子ども一人ひとりの権利や最善の利益を守るため、地域や関係機関との連携により、子どもをとりまくさまざまな問題の早期発見、早期の対応を図り、虐待を受けた子どもや養育支援が必要な子どもを適切に保護します。
- 障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもの、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、県等の専門的な知識や技能を持つ機関との連携により、個々の障がい児や障がい児を育てる家庭等のニーズに応じた丁寧な支援を行います。
- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働き、生活できる環境を国・県等との連携により整備します。
- 外国人の子どもやその家庭が置かれている状況を把握し、日本語によるコミュニケーションの問題等の解決にむけた支援を行います。

## 4 子育てと仕事の両立をめざします

- 働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や父親の子育て参加など、就労者や企業の理解と参加を促します。
- 男女共同参画の理念に基づきながら、心や時間にゆとりをもち楽しんで子育てができるよう、就労環境の改善に向け、市として可能な指導や啓発に取り組みます。

## 5 すべての子どもと子育て家庭を支えます

- 安心して妊娠・出産し、親子が心身とも健やかであるために、妊娠・出産期からの母子保健を充実するとともに、子どもの発達に応じた適切な健康診断・保健指導等を行います。
- 小児医療については、身近な地域医療と救急医療、休日医療の維持を図るとともに、家庭での子どもの健康や疾病についての基礎知識の普及に努めます。
- 子どもたちが心身ともにたくましく、郷土への誇りをもつ人として成長するため、自主性や多様性を育む学習内容を充実するとともに、身近で安全に余暇が過ごせ、自主的に学べる場所づくりを進めます。
- 保護者が子どもと過ごす時間の「楽しさ」や「幸せ」をとおして成長できるよう、子育てを学ぶ機会を設けるなど、家庭の育児力や教育力の強化をめざします。

「あい甲賀 子ども・子育て応援団」シンボルマーク



## 第3節 「あい甲賀 子ども・子育て応援団」協働指針

本計画を地域全体の協働と連携により推進するため、甲賀市における家庭、市民・地域、各種団体、企業及び市の役割を、「あい甲賀 子ども・子育て応援団」協働指針として掲げます。

### 1 家庭の役割

保護者と子どもの愛情と絆を深めるとともに、子どもの心身の成長において家庭が最も重要であることを認識し、保護者としての責任を果たします。また、育児と家事の両立や父親の子育てへの参加など、家庭内での協力により子育てを行います。

### 2 市民・地域の役割

甲賀市の子どもは社会の宝であることを理解し、市民・地域が「あい甲賀 子ども・子育て応援団」の一員として、子どもを見守り、育む活動を展開するなど、地域で子ども・子育てを応援します。

### 3 各種団体の役割

市民及び地域、企業、学校、市等と協働・連携し、地域特性を活かした子ども・子育て支援に関する活動を積極的に推進します。また、子どもや保護者が参加しやすい環境づくりを進め、子育て家庭を支える役割を担います。

### 4 企業の役割

雇用環境の改善や父親の育児参加を念頭においた働き方の見直し、育児休業の取得支援など、就労と子育ての両立に取り組みます。また、企業も甲賀市の一員として、子ども・子育て支援に関する活動を積極的に推進します。

### 5 市の役割

家庭をはじめ、市民及び地域、各種団体、企業、学校等との協働や、国・県等との連携により、本計画に基づく子ども・子育て支援施策を実施します。

## 第4節 計画の体系

本計画は下記のような体系のもと、施策や事業の展開を図ります。

<基本理念>

みんなが参加し 広がる きずな で 子ども・子育てを応援するまち あい甲賀

### 【基本方針】

- (1) ニーズに応じた教育・保育、子育て支援を提供します
- (2) 身近な地域での子育て支援を応援します
- (3) 家庭の自立や社会参加を支援します
- (4) 子育てと仕事の両立をめざします
- (5) すべての子どもと子育て家庭を支えます

### 【「あい甲賀 子ども・子育て応援団」協働指針】

- (1) 家庭の役割
- (2) 市民・地域の役割
- (3) 各種団体の役割
- (4) 企業の役割
- (5) 市の役割

### 【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業】

- (1) 教育・保育提供区域等の基本的事項
- (2) 幼児期の学校教育・保育の充実
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 【子ども・子育て支援事業の方向性】

- (1) ニーズに応じた教育・保育、子育て支援の提供
  - ① 質の高い教育・保育
  - ② ニーズに応じた子ども・子育て支援
  - ③ 育児休業後の多様な子育て支援と情報提供や相談体制の整備
- (2) 身近な地域での子育て支援
  - ① 地域の子ども・子育てを応援する活動の支援
  - ② 市民、地域及び企業等の協働・連携による子育て支援
- (3) 家庭の自立や社会参加を支援
  - ① 子どもの権利や利益を守るための支援
  - ② 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援
  - ③ ひとり親家庭への支援
  - ④ 外国人の子どもやその家庭への支援
- (4) 子育てと仕事の両立
  - ① ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
  - ② 男女共同参画
- (5) すべての子どもと子育て家庭を支える
  - ① 母親や子どもの健康の確保
  - ② 小児医療・保健の充実
  - ③ 子どもの学習機会の充実と余暇の安全
  - ④ 家庭の育児力や教育力の強化

### 【こうか子ども・子育て応援 5つの重点プロジェクト】

- (1) 教育・保育、子育て支援プロジェクト
- (2) 身近な地域での子育て支援プロジェクト
- (3) 家庭の自立・社会参加支援プロジェクト
- (4) 子育てと仕事の両立推進プロジェクト
- (5) 子どもと子育て家庭を支えるプロジェクト

# 第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

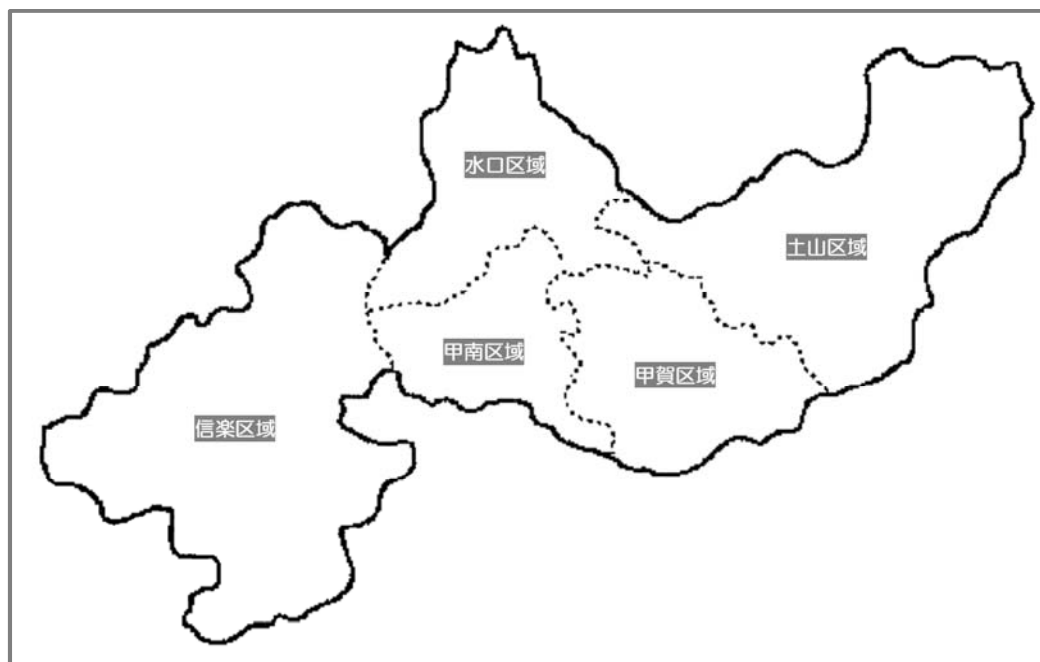
## 第1節 教育・保育提供区域等の基本的事項

### 1 甲賀市の「教育・保育提供区域」

本計画における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業量を算出するとともに、それに基づく事業を提供する区域として、日常生活利便性を確保する生活圏域としてのまとまりがある5つの区域を「教育・保育提供区域」として設定します。

なお、教育・保育提供区域の単位で提供することに馴染まない事業については、全市で事業量を算出し事業を提供します。

甲賀市の教育・保育提供区域（5区域）
「水口区域」、「土山区域」、「甲賀区域」、「甲南区域」及び「信楽区域」





## 2 甲賀市子ども(0歳～11歳)の人口推計

### (1) 全市

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の主な対象となる甲賀市の0歳から11歳までの各歳別人口を、次の表34-1のとおり推計しています。

計画終期となる平成31年度の主な対象となる子どもの人口は、平成25年度の10,365人から比べ約11%減少し、9,229人になると見込んでいます。

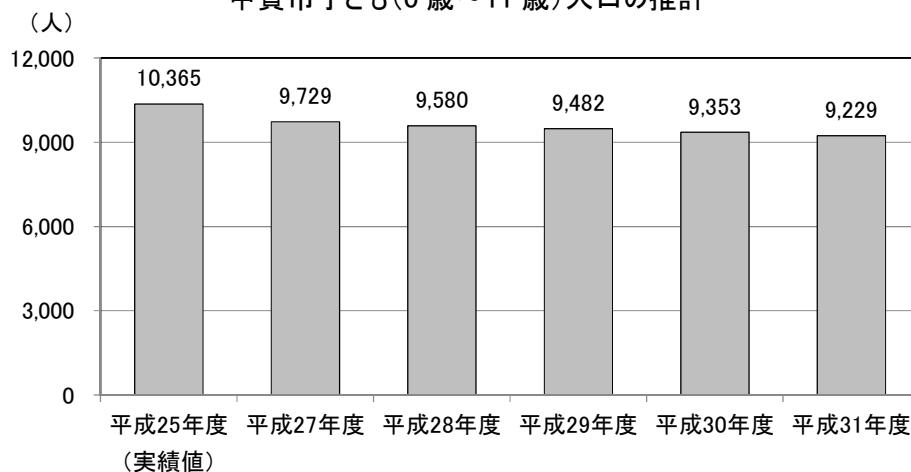
表37-1 甲賀市 子ども(0歳～11歳)の年齢各歳別人口推計

(単位:人)

年齢\年度	平成25年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	757	716	709	701	692	682
1歳	786	746	741	734	727	716
2歳	772	778	752	746	737	730
3歳	806	765	787	758	751	744
4歳	885	758	772	794	764	758
5歳	868	789	754	768	791	761
6歳	872	855	795	760	771	796
7歳	886	851	855	796	760	773
8歳	875	848	853	859	796	760
9歳	928	862	848	853	860	797
10歳	973	849	864	849	854	858
11歳	957	912	850	864	850	854
合計	10,365	9,729	9,580	9,482	9,353	9,229

※コーホート変化率法(平成21年～平成25年各年度の住基人口1歳区分男女別)による推計

甲賀市子ども(0歳～11歳)人口の推計



## (2)教育・保育提供区域別

### ①水口区域

水口区域における子ども（0歳～11歳）の平成31年度の人口は、平成25年度の5,294人から比べ約11.8%減少し、4,670人になると見込んでいます。

表37-2 水口区域 子ども(0歳～11歳)の年齢区分別人口推計

(単位:人)

	平成25年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳 ～2歳	1,207	1,150	1,180	1,176	1,170	1,160
3歳 ～5歳	1,313	1,155	1,127	1,128	1,135	1,164
6歳 ～8歳	1,342	1,274	1,234	1,205	1,147	1,118
9歳 ～11歳	1,432	1,299	1,267	1,263	1,270	1,228
合計	5,294	4,878	4,808	4,772	4,722	4,670

※コーホート変化率法(平成21年～平成25年各年度の住基人口1歳区分男女別)による推計

### ②土山区域

土山区域における子ども（0歳～11歳）の平成31年度の人口は、平成25年度の687人から比べ約22.9%減少し、530人になると見込んでいます。

表37-3 土山区域 子ども(0歳～11歳)の年齢区分別人口推計

(単位:人)

	平成25年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳 ～2歳	142	130	127	123	119	115
3歳 ～5歳	149	153	144	141	131	128
6歳 ～8歳	166	151	144	140	148	140
9歳 ～11歳	230	181	168	168	154	147
合計	687	615	583	572	552	530

※コーホート変化率法(平成21年～平成25年各年度の住基人口1歳区分男女別)による推計

### ③甲賀区域

甲賀区域における子ども（0歳～11歳）の平成31年度の人口は、平成25年度の1,001人から比べ約13.5%減少し、866人になると見込んでいます。

表37-4 甲賀区域 子ども(0歳～11歳)の年齢区分別人口推計

(単位:人)

	平成25年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳 ～2歳	196	196	197	193	188	184
3歳 ～5歳	262	216	195	202	198	200
6歳 ～8歳	265	261	272	240	225	203
9歳 ～11歳	278	293	271	274	269	279
合計	1,001	966	935	909	880	866

※コーホート変化率法(平成21年～平成25年各年度の住基人口1歳区分男女別)による推計

### ④甲南区域

甲南区域における子ども（0歳～11歳）の平成31年度の人口は、平成25年度の2,399人から比べ約2.5%減少し、2,339人になると見込んでいます。

表37-5 甲南区域 子ども(0歳～11歳)の年齢区分別人口推計

(単位:人)

	平成25年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳 ～2歳	568	568	521	518	513	509
3歳 ～5歳	600	578	631	639	631	581
6歳 ～8歳	614	630	608	592	588	642
9歳 ～11歳	617	580	606	615	629	607
合計	2,399	2,356	2,366	2,364	2,361	2,339

※コーホート変化率法(平成21年～平成25年各年度の住基人口1歳区分男女別)による推計

### ⑤信楽区域

信楽区域における子ども（0歳～11歳）の平成31年度の人口は、平成25年度の984人から比べ約16.3%減少し、824人になると見込んでいます。

表37-6 信楽区域 児童(0歳～11歳)の年齢区分別人口推計

(単位:人)

	平成25年度 (実績値)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳 ～2歳	202	196	177	171	166	160
3歳 ～5歳	235	210	216	210	211	190
6歳 ～8歳	246	238	245	238	219	226
9歳 ～11歳	301	270	250	246	242	248
合計	984	914	888	865	838	824

※コーホート変化率法(平成21年～平成25年各年度の住基人口1歳区分男女別)による推計

## 第2節 幼児期の学校教育・保育の充実

### 1 子どものための教育・保育給付

#### (1) 教育・給付の種類

多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図り、良質かつ適正な教育・保育の提供の確保を図るための、教育・保育給付の事業種別は次のとおりです。

表38 子どものための教育・保育給付の種類

給付の種類別	施設・事業所	内容等
施設型 給付	認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設 【幼保連携型、保育所型、幼稚園型】
	幼稚園	教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
	保育園	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
地域型 保育 給付	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う事業
	小規模保育事業	少人数(6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業
	事業所内保育事業	事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業
	居宅訪問型保育事業	保護者の自宅において、1対1で保育を行う事業

#### (2) 支給認定

保護者が、子どものための教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について、国が定める基準に基づいた市の支給認定を受ける必要があります。

支給認定の区分は、次の3つの区分となります。

表39 子どものための教育・保育給付の支給認定区分

認定区分	対象となる子ども		教育・保育提供施設
1号認定	3歳児から 5歳児	学校教育を希望 (保育を必要としない)	幼稚園 認定こども園(短時部)
2号認定	3歳児から 5歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育園 認定こども園(長時部)
3号認定	0歳児から 2歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育園 認定こども園(長時部)

## 2 子どものための教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査結果を基に、保護者の就労意向や各施設・事業の利用意向率と甲賀市子どもの人口推計から、計画期間の各年度における支給認定の区分（認定区分）ごとの必要利用定員総数として「量の見込み」を算出しました。

この認定区分ごとの「量の見込み」に対応した、教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期を「確保方策」として教育・保育提供区域別に示します。

### (1) 1号認定〔3歳児から5歳児で学校教育を希望〕

#### ①水口区域

(単位:人)

	実績		実施時期			
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	390	362	354	354	356	364
②確保方策 幼稚園、 認定こども園	—	362	354	354	356	364
② - ①	—	0	0	0	0	0

#### ②土山区域

(単位:人)

	実績		実施時期			
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	16	14	14	14	13	13
②確保方策 幼稚園、 認定こども園	—	14	14	14	13	13
② - ①	—	0	0	0	0	0

#### ③甲賀区域

(単位:人)

	実績		実施時期			
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	61	58	52	54	53	54
②確保方策 幼稚園、 認定こども園	—	58	52	54	53	54
② - ①	—	0	0	0	0	0

④甲南区域

(単位:人)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		200	179	194	196	194	178
②確保 方策	幼稚園、 認定こども園	—	179	194	196	194	178
② - ①		—	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

(単位:人)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		36	27	28	27	27	24
②確保 方策	幼稚園、 認定こども園	—	27	28	27	27	24
② - ①		—	0	0	0	0	0

⑥全市〔参考〕

(単位:人)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		703	640	642	645	643	633
②確保 方策	幼稚園、 認定こども園	—	640	642	645	643	633
② - ①		—	0	0	0	0	0

⑦確保方策の具体的内容

○幼稚園・認定こども園で対応します。

(2) 2号認定〔3歳児から5歳児で保育を必要とする〕

①水口区域

(単位:人)

	実績	実施時期					
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	766	806	786	786	790	809	
うち教育希望が強い	—	47	45	46	45	48	
②確保方策	保育園、認定こども園	—	759	741	740	745	761
	幼稚園、認定こども園	—	47	45	46	45	48
② - ①	—	0	0	0	0	0	

②土山区域

(単位:人)

	実績	実施時期					
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	122	119	112	110	102	100	
うち教育希望が強い	—	14	12	12	11	11	
②確保方策	保育園、認定こども園	—	105	100	98	91	89
	幼稚園、認定こども園	—	14	12	12	11	11
② - ①	—	0	0	0	0	0	

③甲賀区域

(単位:人)

	実績	実施時期					
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	180	174	155	160	157	159	
うち教育希望が強い	—	30	27	27	27	27	
②確保方策	保育園、認定こども園	—	144	128	133	130	132
	幼稚園、認定こども園	—	30	27	27	27	27
② - ①	—	0	0	0	0	0	



④甲南区域

(単位:人)

	実績	実施時期					
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	387	377	408	413	408	373	
うち教育希望が強い	—	75	80	80	80	75	
②確保方策	保育園、認定こども園	—	366	408	413	408	361
	幼稚園、認定こども園	—	11	0	0	0	12
② - ①	—	0	0	0	0	0	

⑤信楽区域

(単位:人)

	実績	実施時期					
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	188	183	188	183	184	164	
うち教育希望が強い	—	16	17	16	16	15	
②確保方策	保育園、認定こども園	—	170	176	170	171	149
	幼稚園、認定こども園	—	13	12	13	13	15
② - ①	—	0	0	0	0	0	

⑥全市〔参考〕

(単位:人)

	実績	実施時期					
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1,643	1,659	1,649	1,652	1,641	1,605	
うち教育希望が強い	—	182	181	181	179	176	
②確保方策	保育園、認定こども園	—	1,544	1,553	1,554	1,545	1,492
	幼稚園、認定こども園	—	115	96	98	96	113
② - ①	—	0	0	0	0	0	

⑦確保方策の具体的内容

- 保育ニーズへの対応は定員枠の中で年齢枠を変更します。
- 定員に余裕のある園との調整により保育を確保します。
- 保育ニーズに対応した施設の増築・改築を行います。
- 低年齢児の保育ニーズに対応するための保育士を確保します。
- 保育士の確保につながる仕組みを検討します。
- 民間事業者の地域型保育事業への参入を検討します。

(3)3号認定〔0歳児から2歳児で保育を必要とする〕

①水口区域

(単位:人)

		実績	実施時期				
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み		353	448	445	445	444	442
保育利用率(%) <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>		29.2	39.0	37.7	37.8	37.9	38.1
②確保方策	保育園、認定こども園	—	436	433	433	432	430
	地域型保育事業	—	12	12	12	12	12
② - ①		—	0	0	0	0	0

②土山区域

(単位:人)

		実績	実施時期				
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み		44	54	53	52	51	50
保育利用率(%) <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>		31.0	41.5	41.7	42.3	42.9	43.5
②確保方策	保育園、認定こども園	—	54	53	52	51	45
	地域型保育事業	—	0	0	0	0	5
② - ①		—	0	0	0	0	0

### ③甲賀区域

(単位:人)

	実績		実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
①量の見込み	58	81	80	80	79	78	
保育利用率(%) (満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)	29.6	41.3	40.6	41.5	42.0	42.4	
②確保 方策	保育園、 認定こども園	—	81	80	80	74	73
	地域型保育 事業	—	0	0	0	5	5
② - ①	—	0	0	0	0	0	

### ④甲南区域

(単位:人)

	実績		実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
①量の見込み	166	191	178	178	177	176	
保育利用率(%) (満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)	29.2	33.6	34.2	34.4	34.5	34.6	
②確保 方策	保育園、 認定こども園	—	187	174	174	173	172
	地域型保育 事業	—	4	4	4	4	4
② - ①	—	0	0	0	0	0	

### ⑤信楽区域

(単位:人)

	実績		実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
①量の見込み	58	79	70	68	66	64	
保育利用率(%) (満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)	28.7	40.3	39.5	39.8	39.8	40.0	
②確保 方策	保育園、 認定こども園	—	79	70	63	61	59
	地域型保育 事業	—	0	0	5	5	5
② - ①	—	0	0	0	0	0	

⑥全市〔参考〕

(単位:人)

	実績	実施時期					
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
①量の見込み	679	853	826	823	817	810	
保育利用率(%) <small>(満3歳未満の子どもの数に占める3号認定の量の見込みの割合)</small>	29.3	38.1	37.5	37.7	37.9	38.1	
②確保 方策	保育園、 認定こども園	—	837	810	802	791	779
	地域型保育 事業	—	16	16	21	26	31
② - ①	—	0	0	0	0	0	

⑦確保方策の具体的内容

- 保育ニーズへの対応は定員枠の中で年齢枠を変更します。
- 定員に余裕のある園との調整により保育を確保します。
- 保育ニーズに対応した施設の増築・改築を行います。
- 低年齢児の保育ニーズに対応するための保育士を確保します。
- 保育士の確保につながる仕組みを検討します。
- 民間事業者の地域型保育事業への参入を検討します。

### 3 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

#### (1) 目的

##### ① 質の高い教育・保育の提供

幼稚園・保育園としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

##### ② 適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

##### ③ 親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

#### (2) 教育・保育の一体的な提供の推進

保護者の就労に関わらず教育・保育の一体的な提供を行うため、平成 21 年 4 月に幼保一元化園として土山にこにこ園、大原にこにこ園、油日にこにこ園、信楽にこにこ園を開設しました。また、平成 24 年 4 月には私立の貴生川認定こども園が開設されました。

幼保一元化園については、今後、幼保連携型認定こども園への移行を視野に入れ、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域をふまえ、保護者・地域の理解を十分に得たうえで整備を行い、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げていきます。

また、カリキュラム等の見直しや職員の研修を実施し、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

### ①教育・保育機能の充実

#### ○幼稚園・保育園におけるカリキュラム等の策定

幼稚園・保育園ともに「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」に目標や重点項目を掲げ、「甲賀市乳幼児保育・教育課程」を策定し、統一したカリキュラムのもと、就学前の教育・保育に取り組んでいます。なお、子どもの実情に合わせて毎年見直しを行っていきます。

#### ○幼稚園・保育園職員の資質向上

幼稚園教諭と保育士の合同研修をさらに充実し、教育・保育の中での気づきから自らの課題を見つけ、より一層専門的な知識や技術を身につけることができるよう資質の向上に努めていきます。

### ②施設整備

地域の実情や幼稚園・保育園の状況、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで、施設の整備に取り組みます。

### (3)幼稚園・保育園・認定こども園・家庭・地域・関係機関・小学校との連携推進

幼稚園・保育園・認定こども園においては、子育て支援や地域の人々との交流促進を図るため家庭や地域との連携は不可欠であり、また、特別支援教育や小学校教育の充実のために関係機関及び小学校との連携を強化し、子どもにとって最適な教育・保育が展開できるよう取り組んでいきます。

## 第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業

甲賀市が実施主体となる子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法第59条に規定される次の事業を、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付けます。

表40 地域子ども・子育て支援事業一覧(1/2)

事業名 ※( )内は、甲賀市における事業名	事業概要	提供区分
①利用者支援事業【新規】	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	全市
②時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業	提供区域
③実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業	全市
④多様な主体が参入することを促進するための事業【新規】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業	全市
⑤放課後児童健全育成事業 (児童クラブ事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業	提供区域
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)】	全市
⑦乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	全市

表41 地域子ども・子育て支援事業一覧(2/2)

事業名 ※( )内は、甲賀市における事業名	事業概要	提供区分
<p>⑧養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等に対する支援に資する事業 (育児支援家庭訪問事業、子ども家庭支援ネットワーク協議会)</p>	<p>【養育支援訪問事業】 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p> <p>【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)】 要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業</p>	<p>全市</p>
<p>⑨地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、つどいの広場事業)</p>	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業</p>	<p>提供区域</p>
<p>⑩一時預かり事業 (一時預かり保育事業、公立幼稚園における預かり保育事業)</p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p>	<p>提供区域</p>
<p>⑪病児保育事業 (病後児保育事業)</p>	<p>病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業</p>	<p>全市</p>
<p>⑫子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)</p>	<p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p>	<p>全市</p>
<p>⑬妊婦健康診査事業 (妊婦健康診査事業)</p>	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業</p>	<p>全市</p>



## 2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

就学前児童及び小学生の保護者を対象としたニーズ調査結果を基に、保護者の就労意向や各施設・事業の利用意向率と甲賀市子どもの人口推計を基本に、今日までの各事業の状況を勘案し、計画期間の各年度における「量の見込み」を算出しました。

この認定区分ごとの「量の見込み」に対応した、地域子ども・子育て支援事業の確保内容及びその実施時期を、「確保方策」として教育・保育提供区域別に示します。

### (1)利用者支援事業〔新規〕 全市区域事業

#### 【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

#### ①全市

(単位:か所)

	実績	実施時期				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	—	5	5	5	5	5
②確保方策	—	5	5	5	5	5
② - ①	—	0	0	0	0	0

#### ②確保方策の具体的内容

- 子育て支援センターの利用者支援機能を充実します。
- 子ども・子育てに係るニーズ収集と情報発信を拡充します。
- 子ども・子育て支援事業利用手続きを簡素化します。

## (2) 時間外保育事業(延長保育事業)

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業

### ①水口区域

(単位:人)

	実績	実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	218	479	480	479	479	483
②確保方策	—	479	480	479	479	483
② - ①	—	0	0	0	0	0

### ②土山区域

(単位:人)

	実績	実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	16	44	42	41	39	38
②確保方策	—	44	42	41	39	38
② - ①	—	0	0	0	0	0

### ③甲賀区域

(単位:人)

	実績	実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	32	45	42	43	42	42
②確保方策	—	45	42	43	42	42
② - ①	—	0	0	0	0	0

④甲南区域

(単位:人)

	実績	実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	61	209	211	211	209	199
②確保方策	—	209	211	211	209	199
② - ①	—	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

(単位:人)

	実績	実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	13	14	13	13	13	12
②確保方策	—	14	13	13	13	12
② - ①	—	0	0	0	0	0

⑥全市〔参考〕

(単位:人)

	実績	実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	340	791	788	787	782	774
②確保方策	—	791	788	787	782	774
② - ①	—	0	0	0	0	0

⑦確保方策の具体的内容

- 実施園を追加します。
- 保育士を確保します。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業〔新規〕 **全市区域事業**

**【事業概要】**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

① 確保方策の具体的内容

○国で詳細が決定した後に検討します。

(4) 多様な主体が参入することを促進するための事業〔新規〕 **全市区域事業**

**【事業概要】**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業

① 確保方策の具体的内容

○国で詳細が決定した後に検討します。

(5)放課後児童健全育成事業(児童クラブ事業)

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業

①水口区域

(単位:人)

		実績	実施時期				
			H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
①量の 見込み	小学 1～3 年生	263	264	255	249	237	231
	小学 4～6 年生	20	102	100	100	100	97
	合計	283	366	355	349	337	328
②確保方策		—	390	390	390	390	390
② - ①		—	24	35	41	53	62

②土山区域

(単位:人)

		実績	実施時期				
			H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
①量の 見込み	小学 1～3 年生	27	35	33	33	34	33
	小学 4～6 年生	4	14	13	13	12	11
	合計	31	49	46	46	46	44
②確保方策		—	65	65	65	65	65
② - ①		—	16	19	19	19	21

③甲賀区域

(単位:人)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	小学 1～3 年生	72	74	72	70	68	69
	小学 4～6 年生	7	15	14	14	13	14
	合計	79	89	86	84	81	83
②確保方策		—	95	95	95	95	95
② - ①		—	6	9	11	14	12

④甲南区域

(単位:人)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	小学 1～3 年生	147	152	147	144	139	141
	小学 4～6 年生	10	11	12	12	12	12
	合計	157	163	159	156	151	153
②確保方策		—	205	205	205	205	205
② - ①		—	42	46	49	54	52

⑤信楽区域

(単位:人)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	小学 1～3 年生	34	40	41	40	37	38
	小学 4～6 年生	11	10	9	9	9	9
	合計	45	50	50	49	46	47
②確保方策		—	70	70	70	70	70
② - ①		—	20	20	21	24	23

⑥全市〔参考〕

(単位:人)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	小学 1～3 年生	543	565	548	536	515	512
	小学 4～6 年生	52	152	148	148	146	143
	合計	595	717	696	684	661	655
②確保方策		—	825	825	825	825	825
② - ①		—	108	129	141	164	170

⑦確保方策の具体的内容

- 対象者を小学校6年生まで拡大します。
- 児童クラブ指導員の資質向上及び処遇の改善をします。
- 学習支援や多様なプログラムの実施を検討します。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業) 全市区域事業

<b>【事業概要】</b>
保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)】

①全市〔参考〕

(単位:人日)

	実績	実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	0	13	12	12	12	12
②確保方策	—	13	12	12	12	12
② - ①	—	0	0	0	0	0

②確保方策の具体的内容

- 受入れ施設を確保し、事業を実施します。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 全市区域事業

**【事業概要】**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

①全市〔参考〕

(単位:人)

	実績	実施時期				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	630	716	709	701	692	682
②確保方策	—	716	709	701	692	682
② - ①	—	0	0	0	0	0

②確保方策の具体的内容

○訪問率を高めるための方策を検討します。



(8) 養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等に対する支援に資する事業(育児支援家庭訪問事業、子ども家庭支援ネットワーク協議会) **全市区域事業**

<p><b>【事業概要】</b></p> <p>◆養育支援訪問事業          養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p> <p>◆子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)          要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業</p>
--

①全市

(単位:件)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	訪問世帯	10	15	20	20	25	25
	訪問回数	148	160	180	180	200	200
②確保方策		—	160	180	180	200	200
② - ①		—	0	0	0	0	0

②確保方策の具体的内容

- 養育支援が必要なケースの掘り起しを行い、早期の対応を図るための体制を整備します。
- 増加する乳幼児期のケースに対応するため、助産師等の専門職員による支援を検討します。

(9) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター、つどいの広場事業)

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

①水口区域

(単位:人日)

	実績	実施時期				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	421	1,467	1,505	1,500	1,492	1,480
②確保方策	—	1,467	1,505	1,500	1,492	1,480
② - ①	—	0	0	0	0	0

②土山区域

(単位:人日)

	実績	実施時期				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	222	210	205	199	192	186
②確保方策	—	210	205	199	192	186
② - ①	—	0	0	0	0	0

③甲賀区域

(単位:人日)

	実績	実施時期				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	303	357	358	351	342	335
②確保方策	—	357	358	351	342	335
② - ①	—	0	0	0	0	0

#### ④甲南区域

(単位:人日)

	実績	実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	382	1,302	1,194	1,187	1,176	1,167
②確保方策	—	1,302	1,194	1,187	1,176	1,167
② - ①	—	0	0	0	0	0

#### ⑤信楽区域

(単位:人日)

	実績	実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	152	211	190	184	178	172
②確保方策	—	211	190	184	178	172
② - ①	—	0	0	0	0	0

#### ⑥全市〔参考〕

(単位:人日)

	実績	実施時期				
	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1,480	3,547	3,452	3,421	3,380	3,340
②確保方策	—	3,547	3,452	3,421	3,380	3,340
② - ①	—	0	0	0	0	0

#### ⑦確保方策の具体的内容

- 子育て支援センターの利用者支援機能を充実します。
- 子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。
- 地域団体等が実施する「つどいの広場事業」への支援方策を検討します。

(10) 一時預かり事業(一時預かり保育事業、幼稚園における預かり保育事業)

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

①水口区域

◆幼稚園での預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1号認定	137	5,028	4,903	4,907	4,937	5,060
	2号認定		14,309	13,954	13,966	14,052	14,402
	合計	137	19,337	18,857	18,873	18,989	19,462
②確保方策		—	19,337	18,857	18,873	18,989	19,462
② - ①		—	0	0	0	0	0

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		2,143	2,206	2,192	2,185	2,174	2,156
②確保方策		—	2,206	2,192	2,185	2,174	2,156
② - ①		—	0	0	0	0	0

②土山区域

◆幼稚園での預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1号認定	8	9	9	9	9	9
	2号認定		0	0	0	0	0
	合計	8	9	9	9	9	9
②確保方策		—	9	9	9	9	9
② - ①		—	0	0	0	0	0

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		164	165	162	157	152	147
②確保方策		—	165	162	157	152	147
② - ①		—	0	0	0	0	0

③甲賀区域

◆幼稚園での預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1号認定	82	131	117	121	119	120
	2号認定		0	0	0	0	0
	合計	82	131	117	121	119	120
②確保方策		—	131	117	121	119	120
② - ①		—	0	0	0	0	0

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		203	333	334	328	320	313
②確保方策		—	333	334	328	320	313
② - ①		—	0	0	0	0	0

④甲南区域

◆幼稚園での預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1号認定	18,700	61	66	66	66	60
	2号認定		20,116	21,805	22,078	21,798	19,923
	合計	18,700	20,177	21,871	22,144	21,864	19,983
②確保方策		—	20,177	21,871	22,144	21,864	19,983
② - ①		—	0	0	0	0	0

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		481	1,353	1,231	1,224	1,213	1,204
②確保方策		—	1,353	1,231	1,224	1,213	1,204
② - ①		—	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

◆幼稚園での預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1号認定	46	49	53	54	60	57
	2号認定		0	0	0	0	0
	合計	46	49	53	54	60	57
②確保方策		—	49	53	54	60	57
② - ①		—	0	0	0	0	0

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		343	628	561	542	526	507
②確保方策		—	628	561	542	526	507
② - ①		—	0	0	0	0	0

⑥全市〔参考〕

◆幼稚園での預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1号認定	18,973	5,278	5,148	5,157	5,191	5,306
	2号認定		34,425	35,759	36,044	35,850	34,325
	合計	18,973	39,703	40,907	41,201	41,041	39,631
②確保方策		—	39,703	40,907	41,201	41,041	39,631
② - ①		—	0	0	0	0	0

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み		3,334	4,685	4,480	4,436	4,385	4,327
②確保方策		—	4,685	4,480	4,436	4,385	4,327
② - ①		—	0	0	0	0	0

⑦確保方策の具体的内容

○実施園の追加を検討します。

○保育士を確保します。

(11) 病児保育事業(病後児保育事業) **全市区域事業**

<b>【事業概要】</b>
保護者の勤務の都合等により、家庭で保育を受けることが困難な病児・病後児を病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

①全市〔参考〕

(単位:人日)

	実績	実施時期				
	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	60	78	78	77	76	75
②確保方策	—	78	78	77	76	75
② - ①	—	0	0	0	0	0

②確保方策の具体的内容

○病後児保育を継続実施するとともに、病児保育の実施を検討します。

(12) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業) **全市区域事業**

<b>【事業概要】</b>
乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

①全市(小学生のみ)

(単位:人日)

		実績	実施時期				
		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の 見込み	小学1~3年生	166	193	188	181	175	174
	小学4~6年生	5	6	5	5	5	5
	合計	171	199	193	186	180	179
②確保方策		—	199	193	186	180	179
② - ①		—	0	0	0	0	0



②確保方策の具体的内容

○新規会員の確保に向け、PR 活動を充実します。

(13) 妊婦健康診査事業(妊婦健康診査事業) 全市区域事業

**【事業概要】**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

①全市

(単位:人)

		実績	実施時期				
			H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
①量の 見込み	受診券配布人数	816	716	709	701	692	682
	受診件数(件)	8,938	10,024	9,926	9,814	9,688	9,548
②確保方策 (受診券配布人数)		—	716	709	701	692	682
② - ①		—	0	0	0	0	0

②確保方策の具体的内容

○確実な実施に向け、公費負担を拡充します。

## 第5章 子ども・子育て支援事業の方向性

5つの基本方針に基づき実施する施策や事業の方向性を、次のとおり示します。

### (1) ニーズに応じた教育・保育、子育て支援の提供

#### ①質の高い教育・保育

項目	内容	担当課
多様な保育事業の充実	子育て家庭のニーズに応じながら低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、休日保育、幼稚園における預かり保育、病後児保育事業及び子育て短期利用事業（ショートステイ及びトワイライトステイ）など、多様で身近な保育事業を各地域のニーズに応じて提供するよう努めます。また、「子ども・子育て支援新制度」に対応するため、保護者のニーズに応じた量的拡大と適正保育に必要な保育士の確保など、質の向上を図ります。	こども応援課 こども未来課
待機児童対策の充実	入園希望の増加に対応するため、施設の整備や定員の見直しなどによって保育基盤の拡大をめざします。また、入園要件の見直しを図るとともに、「子ども・子育て支援新制度」に対応するため、長時間勤務世帯を含む保護者の多様な保育ニーズに対応する保育士の確保に努めます。	こども未来課
保育園、幼稚園及び認定こども園における保育内容や教育内容の充実	保育園、幼稚園及び認定こども園において、一人ひとりの人権が守られ、子どもが個性を発揮し、集団の中で道徳性を身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、保育内容や教育内容を充実します。	こども未来課
教育・保育の資の向上のための取組	子育て家庭の現状やニーズに応じた保育をめざし、外部のサービス評価システムの導入や総合施設の研究を図ります。また、幼保一元化園であるにこにこ園の継続とあり方及び認定こども園の検討も進めます。	こども未来課
職員研修等の充実	課題への対応や人権意識の向上、職員が学びたい内容の研修を行うなど、研修の量的拡大と質的な向上を図ります。また、保育に関する専門知識をいっそう高め、子育てに関する保護者の相談に適切に対応できるよう保育士の研修を行います。	こども未来課
教職員研修の充実	子どもの実態を見据え、子どもたちの育ちや社会状況についての新たな課題に対応できる教育を進めるため、教育者としての実践的指導力等の資質・能力を養う教職員研修の充実を図ります。	学校教育課 教育研究所

項目	内容	担当課
関係職員との連携・情報交換	幼児教育・保育内容の充実のため教育・保育に関わる職員との連携や研修、情報交換に努めます。	こども未来課
教育・保育施設、設備等の充実	耐用年数経過に伴う統廃合等も鑑みながら、教育・保育の充実に必要な施設・設備の充実に努めます。	こども未来課
学校施設・設備の充実	老朽化への対応など学校施設・設備の整備を計画的に進めます。特に耐震化については、耐震化率100%をめざして早急に整備を進めます。	教育総務課
保育園・幼稚園や小中学校における食育の推進	食育を生命の大切さや食材、調理を学べる機会として捉え、菜園活動や調理体験なども取り入れた活動を推進します。また、給食も教材として重視し、子どもが食に対する興味関心を高め、地産地消の取り組みとも関連させながら、身近な問題として捉えられるよう取り組みます。	こども未来課 学校教育課

## ②ニーズに応じた子ども・子育て支援

項目	内容	担当課
就学までの教育・保育環境の充実	就園・未就園に関わらず、すべての子どもが産まれてから就学までの間、家庭や地域及び子育て支援センター・保健センター・保育園・幼稚園・認定こども園などの機関において、心身の成長や個性に応じた教育・保育を十分受けられるよう努めます。	こども応援課 こども未来課 健康推進課
子育て支援センター機能の充実	「子ども・子育て支援新制度」により、新たに位置づけられた利用者支援事業を展開するなど、これまで以上に子育ての不安などについての相談、子育てサークルの育成支援、地域の子育て支援情報の収集・提供を行うなど、専門的な子育て支援の拠点施設としての機能を充実させます。また、関係機関と連携しながら、保護者への支援や来所できない保護者への対応について検討し、地域で子育て家庭が孤立するのを防ぎます。	こども応援課
つどいのひろば事業の充実	子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援するため、子育て親子が気軽に集い、相互に交流できるつどいのひろば事業を充実します。	こども応援課
気軽に相談できる体制の充実	保育園、幼稚園、認定こども園、学校、保健センター等で、気軽に子育てに関する相談ができるよう充実に努めるとともに、電話やインターネット、メールを活用した子育て相談の実施を図ります。また、未就園児交流事業における子育て相談を充実させるとともに、専門的な相談について対応できるよう、最新の研究知識やスキルアップの研修等により相談員の資質向上を図ります。	こども応援課 こども未来課 学校教育課 健康推進課 発達支援課

項目	内容	担当課
ファミリーサポートセンターのPR・啓発推進	甲賀市ファミリーサポートセンターの会員増加を図るためPRや事業の啓発を進めます。	こども応援課
ファミリーサポートセンター事業内容の充実	会員研修の拡充や利用料の検討等、事業内容の一層の充実を図ります。	こども応援課
児童クラブの運営体制の充実	法人等への指定管理委託を進め、事業の充実を図ります。また、対象学年の拡大に伴い、必要に応じた対策を行います。	こども応援課
児童クラブの事業内容の充実	子どもが自主性をもって楽しく過ごせるよう、各児童クラブにおける事業内容を充実させます。	こども応援課
児童クラブの指導員の資質向上	個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるよう、指導員の資質の向上に努めます。	こども応援課

### ③育児休業後の多様な子育て支援と情報提供や相談体制の整備

項目	内容	担当課
育児休業制度の活用促進	妊娠中や子育て中でも働き続けられるように、妊婦の家庭・子育て家庭に育児休業のための休暇等の制度を周知し、積極的に活用するよう啓発に努めます。	商工政策課
相談窓口についての周知	子育て支援事業や相談窓口に関する情報の広報紙掲載やパンフレットの作成、インターネットの利用等の広報充実を努めます。	こども応援課
多様な機会を通じた情報提供	さまざまな子育て支援事業や相談窓口に関する情報を子育て支援センターのほか、乳幼児健診、学校や幼稚園・保育園・認定こども園等を通じて、多様な機会を捉え、提供します。	こども応援課

## (2) 身近な地域での子育て支援

### ①地域の子ども・子育てを応援する活動の支援

項目	内容	担当課
市民の自主的な活動についての情報収集と提供	子育てサークルや市民活動に関する情報を収集し、事業所や市によるサービス情報とともに提供するように努めます。	こども応援課
市民活動の育成支援	子どもの権利に関する施策全般を推進するため、サロン活動をはじめとした市民活動の育成を支援します。	地域コミュニティ推進室
見守り活動の推進	健全な青少年を育成するため、市少年センターを中心に補導委員会などの協力を得ながら街頭補導や立ち直り支援に取り組めます。	社会教育課
世代間交流の推進	子ども同士が身近な地域で交流できる地域の活動を支援し、異年齢の子どもの交流や子どもと大人の交流を図るため、まなびの体験広場等の充実に努めます。	社会教育課
地域間交流の推進	小中学生が校区を越えて交流できるよう文化、スポーツ・レクリエーションなどの機会を充実します。	社会教育課
地域行事への参加促進	地域の行事への子どもの参加を促進し、伝統文化など地域への理解を深めるよう市民へ呼びかけます。	社会教育課
地域での防災訓練の促進	総合防災訓練に参加することにより、地域での防災意識の高揚を図り、子どもの安心安全に配慮した地域での防災訓練の実施に繋がります。	危機管理課

### ②市民、地域及び企業等の協働・連携による子育て支援

項目	内容	担当課
中学生と乳幼児のふれあいの機会の充実	地域活動や学校教育・社会教育の場などを通じて、中学生等が子どもとふれあう機会を充実します。	学校教育課
家庭や地域との連携	家庭、地域と連携した学校づくりを進め、あらゆる機会を通して、学校の情報を保護者や地域に積極的に発信するとともに、地域の人材や環境を活用した教育を進めます。	学校教育課
子どもの思いを反映できるまちづくり	子どもたちの地域社会への参加意識を高め、子どもの意見をまちづくりに反映できるよう、子どもを対象とした公民館事業の開催を検討します。	社会教育課
広報の充実	子ども・子育て施策の進捗状況などについて、広報紙、ホームページなど、各種広報媒体による啓発活動を進めます。	こども応援課

### (3) 家庭の自立や社会参加を支援

#### ①子どもの権利や利益を守るための支援

項目	内容	担当課
「子どもの権利条約」に基づいたまちづくりと啓発推進	国連の「子どもの権利条約」に基づいたまちづくりを進め、同条約の内容の周知や子どもの人権及び子どもの能力を引き出し働きかけるエンパワーメントに対する正しい理解を深め、さまざまな社会活動において実践するための啓発を行います。	人権推進課 こども応援課 こども未来課 学校教育課 社会教育課 生活環境課 文化スポーツ 振興課
ノーマライゼーションについての啓発	すべての市民が障がいの有無や性別、年齢、国籍に関係なく、個性や違いを認め合いながら地域の子どもの育み、子育て家庭を支援できるよう、ノーマライゼーションについての啓発を図るとともに、さまざまな世代が参加できる子ども・子育て支援活動への参加を促します。	人権推進課 障がい福祉課
子どもの声を受けとめられる相談窓口の充実	子どもが、保護者や教師に相談できないことも含めて気軽に相談できる身近な相談窓口等の充実を図ります。また、県や関係機関で実施されている電話相談等の啓発にも努めます。	人権推進課 こども応援課 学校教育課 発達支援課
要保護児童対策の充実	児童虐待の防止、早期発見や情報交換のため、全市的に関係機関が連携した「甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）」を通じて、関係機関との連携をさらに深め、児童虐待や養育支援が必要な家庭に対する支援等の充実をめざします。また、要保護児童の早期発見を図るための啓発を行うとともに、早期発見・早期対応のための担当者研修を継続実施します。	こども応援課
要保護児童対策地域協議会の運営	関係機関の連携の強化をめざし、関係機関における児童虐待防止等のための取組の充実を図るとともに、実務者レベルでのケースの進行管理、要保護児童等に関する支援システムの検討のほか、個別のケース検討を行い、要保護児童等の支援の充実に努めます。	こども応援課
要保護児童等への支援	母子保健との連携を強化し、虐待だけでなく、支援の必要な家庭の早期把握に努め、支援の必要なケースについては、児童相談所をはじめとした関係機関との連携により適切な支援に努めます。	こども応援課 健康推進課
虐待発生予防に向けた取り組み	地域の中で子どもが健やかに育成できる環境づくりをめざし、子育ての孤立を防止し、子育てに関する悩みの相談、子育てに関する情報提供等を行うなど、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）や養育支援訪問事業を実施します。また、乳幼児健診や健やか相談で不適切な養育者に対する支援に努めます。	こども応援課 健康推進課

項目	内容	担当課
関係機関の研修の充実	虐待を発見しやすい立場にある関係機関の者に対する研修を充実することで、虐待の早期発見、適切な対応につなげます。	こども応援課
子どもと保護者の学習機会の充実	子どもの人権に関する学習機会を保健センターや子育て支援センターなどで取り入れ、多くの子どもとその保護者に周知・提供します。	こども応援課 こども未来課 人権推進課
市民や医療機関からの情報提供	児童虐待が子どもに及ぼす影響、早期発見・早期支援の必要性を広く啓発し、市民や医療機関、関係機関からの情報提供等の協力を呼びかけます。	こども応援課 学校教育課
身近な相談先や専門的な相談機関の充実	ドメスティック・バイオレンス（DV）に対し、身近な相談先や専門的な相談機関を充実します。	こども応援課 人権推進課
DV根絶に向けた市民啓発の推進	ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶に向けた市民啓発を進めます。	こども応援課 人権推進課
DVに関する機関の連携強化	DVの相談から緊急時の迅速な保護及びカウンセリング等にかかわる関係機関の連携強化を進めます。	こども応援課 人権推進課
ひきこもり状態の青少年の相談・支援	ひきこもり状態の青少年及び家族に対し、必要に応じて関係機関と連携しながら支援します。	発達支援課
不登校への対応充実	不登校については、家庭と連携しながら、専門的人材などの活用によって個々の状態に応じた解決への支援を図ります。また、各学校における教育相談力が向上するよう、ケース会議等を行い組織的な取り組みにつながるよう支援していきます。	学校教育課 発達支援課
児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに子どもの健やかな成長に資するため児童手当を支給します。	こども応援課
教育費の援助	各家庭の収入状況などに応じ、要保護、準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励及び奨学資金給付などによる教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。	学校教育課
保育料の減額・免除及び補助	低所得世帯・多子世帯の保護者負担の軽減を目的とした幼稚園・保育園の保育料の減額・免除や、私立幼稚園に通園する子どもの家庭に対する補助金の周知に努めます。	こども未来課
福祉医療費の助成	子育て家庭の負担軽減のため、福祉医療費助成の対象年齢の拡大について調査・研究を行います。	保険年金課

## ②障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援

項目	内容	担当課
障がいについての正しい理解に向けた啓発	「甲賀市障がい者基本計画」に基づき、障がい者週間、障がい者の権利条約等の周知を始め、市民一人ひとりが障がいについての正しい理解と認識を持てるよう、積極的な広報・啓発に努めます。	障がい福祉課
発達障がいについての正しい理解に向けた啓発	発達障がいに対する正しい理解をひろげるために、保護者や教育関係者への研修会をはじめ、地域に向けても発達障がいの理解について啓発を進めます。	発達支援課
専門性の向上等、相談支援体制の充実	相談員の研修やスクールカウンセラー等との連携により、対応の専門性の向上に努めます。特に、発達障がい児等に関わる相談に適正な対応ができるよう、支援スキルの向上を図ります。また、保護者がより相談しやすい環境づくりを進めるなど、相談支援体制のさらなる強化に努めます。	健康推進課 障がい福祉課 学校教育課 発達支援課
特別支援教育、早期療育事業、発達相談の充実	発達支援が必要な子どもを早期発見し、発達に応じた適切な支援をするため、乳幼児健診、発達相談、早期療育事業、保育園・幼稚園での対応、学齢期における支援の移行の充実に努めます。	こども未来課 発達支援課 健康推進課 学校教育課
関係機関の連携	学齢期においては、一人ひとりの発達や障がいの状況等に合わせたニーズを把握し、支援を一体的かつ持続的に提供できるよう、関係課、学校、関係機関の連携・協議を図り、発達を支援します。	学校教育課 発達支援課 障がい福祉課
「ここあいパスポート」の運用及び啓発	子どもの発達特性や支援の方向性を共有するため、「ここあいパスポート」の所有者を増やすとともに、有効に活用されるよう啓発に努めます。	発達支援課
障がい福祉サービスと障がい児医療の充実	障がいのある子どもを持つ家庭への生活支援として、居宅介護サービス、短期入所等さまざまな障がい福祉サービスの充実に努めます。また、障がい児医療体制の強化に向けて県などへ働きかけます。	障がい福祉課
放課後等デイサービス事業の充実	障がいのある子どもの放課後や長期休暇中の療育を継続的に提供するため、放課後等デイサービス事業において、対象児童の受け入れの充実に努めます。	障がい福祉課
障がいのある子どもの居場所づくり	障がいのある子どもの遊び場や居場所を確保するため、日中一時支援事業の充実、タイムケア事業の継続実施等を図り、障がいのある子どもがさまざまなかたちで活動・体験ができる場を確保します。また、サマースクール等のボランティアの積極的な参画を促します。さらに、地域における預かり活動など自主活動への支援を行います。	障がい福祉課
保育園、幼稚園、学校等のバリアフリー化	保育園、幼稚園、学校において、バリアフリー化が早期に進むよう、必要度の高い場所から改善し、障がいの状態や特性に応じた施設や設備の改善に努めます。	こども未来課 教育総務課



### ③ひとり親家庭への支援

項目	内容	担当課
市民啓発の推進	ひとり親家庭のおかれている状況を周囲が理解し、支援できるように、市民啓発を進めます。	こども応援課
ふれあい交流事業の実施	関係する団体等と連携のもと、ひとり親家庭同士が交流し、情報収集や相談ができる場として「ふれあい交流事業」を実施します。	こども応援課
家事援助の実施	ひとり親家庭の家事や子育てを支援するため、ひとり親家庭家事援助派遣等事業を実施します。	こども応援課
ひとり親家庭の自立に向けての支援	ひとり親家庭の母または父に対する就労支援、資格の取得、貸付制度の利用など自立のための支援を進めます。	こども応援課
各種手当等の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全な育成等を目的に、児童を扶養している世帯に対し、児童が満 18 歳に到達する年度まで児童扶養手当を支給します。また、ひとり親家庭等における子どもの小中学校入学時に、ひとり親家庭等入学支度金を支給します。	こども応援課
ひとり親家庭等への医療費の助成	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を目的に、ひとり親家庭等の親及び子どもの入院・通院にかかった医療費の助成を行います。	保険年金課

### ④外国人の子どもやその家庭への支援

項目	内容	担当課
国際交流・国際理解の促進	国際交流事業を進め、子どもたちの国際理解を促します。	地域コミュニティ推進室 学校教育課
相談及び生活支援	外国人の子育て家庭の状況に応じて、必要な相談及び生活支援に柔軟に取り組みます。	こども応援課 学校教育課 地域コミュニティ推進室 生活環境課

## (4) 子育てと仕事の両立

### ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

項目	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	広報紙やホームページ等を活用し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発を進めます。	人権推進課 こども応援課 商工政策課
ワーク・ライフ・バランスを実現できる労働環境の整備促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための啓発を進めるとともに、労働基準法の遵守、労働時間短縮、フレックスタイム制や在宅勤務制度の普及を企業、経済団体とともに進めます。	商工政策課 人権推進課

### ②男女共同参画

項目	内容	担当課
男女共同参画の啓発	男女の固定的な役割分担意識を変え、男女がともに子育てや家事を担い、家庭を築く喜びを分かち合うことができるよう、「甲賀市男女共同参画計画」に基づいて、学校教育、社会教育の充実や広報などを通じた市民や事業所への啓発に努めます。	人権推進課 学校教育課 社会教育課
男性の育児休業取得促進	男性の育児休業取得率が向上するよう意識改革の取組を進めます。	商工政策課
父親の育児参加促進	子育て家庭の父親に対しては、各種教室・講座への参加を促し、パートナーの妊娠について知識を得て、父親としての自覚を高めるための啓発を進めます。	人権推進課 健康推進課 こども応援課
事業者が主体となる次世代育成支援についての啓発	企業や経済団体が男女共同参画の視点に立ちながら、子どもを産み育てることの社会的意義について理解を深め、妊娠、育児中の従業員に対して配慮し、柔軟でゆとりある働き方ができる労働条件を整えるよう、助言や啓発を進め、働き方の見直しを促進します。	商工政策課

## (5) すべての子どもと子育て家庭を支える

### ①母親や子どもの健康の確保

項目	内容	担当課
受診率の向上	乳幼児健診や予防接種について、受診率の維持向上に努めます。	健康推進課
健康づくりのための情報提供の充実	妊婦や保護者が健康について理解を深め、基本的な生活習慣づくりにつながるよう支援します。そのために、産後教室、乳幼児健診、健康教室などさまざまな機会において、こころとからだの健康に必要な情報を提供します。	健康推進課
不妊治療への支援	不妊治療について、県の相談窓口や医療費助成制度などを活用するとともに、市の治療費助成事業を継続して実施します。	健康推進課
妊娠早期からの相談・指導の充実	妊娠期のできるだけ早い時期から出産や育児への不安を軽減するための相談、指導を重視します。	健康推進課
ハイリスク出産等への対応充実	何らかの問題の兆候をみせたり、すでに問題が生じている妊婦に対して、個別指導と医療機関との連携により妊娠から出産後の育児まで一貫したフォローに努めます。	健康推進課
不育治療への支援	不育症治療等に要した医療保険適用外の費用の一部を助成する不育治療費助成事業を継続して実施します。	健康推進課
相談窓口の充実	子どもを安心して産み育てられるよう、心身の健康に関する相談をはじめ、望まない妊娠や若年の妊娠・出産など、さまざまな相談にも柔軟に対応できる相談体制整備に努めます。また、気軽に相談できるよう、来所や電話、インターネット等での相談にも対応します。	健康推進課 こども応援課
乳幼児期の食育の推進	乳幼児健診、健やか相談、健康教室、親子食育講座等を通じて、食育の原点である子どもの時からの規則正しい生活リズムや食生活に関する意識を高め、健康で心豊かに暮らせるように食育を推進します。	健康推進課 こども未来課

### ②小児医療・保健の充実

項目	内容	担当課
小児医療の充実	休日や夜間診療も含めた小児医療の継続を医療機関等に働きかけます。また、医療機関受診のモラルの啓発やインターネットでの相談窓口の情報提供を図ります。	健康推進課
地域保健と学校保健との連携体制の確立	地域保健と学校保健の日常的な連携体制を確立します。	学校教育課 健康推進課

項目	内容	担当課
各種検診の充実	学校保健法に基づき、各学校で定期的に健康診断を行います。	学校教育課
こころの健康を守る人材の確保	スクールカウンセラー等、専門的人材の確保や教員の研修によって、子どもの心の問題に対応します。教育相談員・支援員の確保については、市独自の配置が一層充実するよう検討を進めます。	学校教育課 発達支援課

### ③子どもの学習機会の充実と余暇の安全

項目	内容	担当課
子どもの読書活動の推進	赤ちゃんから本に親しむ習慣づくりに向けた読書環境の整備や児童・生徒の読書量向上に向けた取り組みを進めます。	こども未来課 学校教育課 社会教育課
「生きる力」を育む教育・人権教育	子どもが自ら学ぼうとする意欲を持ち、社会に対応していける力を身につけられるよう、「生きる力」を育む教育と人権を大切にする教育を推進するため、指導訪問や人員配置の充実を図ります。	学校教育課
愛郷心を育める学習機会の充実	本市の美しい自然や豊かな歴史文化を守り、伝承、活用することによって、子どもたちが自然や歴史文化に親しみながら愛郷心を育める環境づくりと体験学習の機会を充実します。	社会教育課
多様な学習機会の提供と指導者の確保	人権を大切にするための学習、乳幼児から本に親しめる機会、環境問題への理解を促す環境学習、介護等の体験を通じた福祉の学習、職場体験などの機会を充実するとともに、これらの指導者の発掘と育成に努めます。	社会教育課 人権推進課 こども未来課 生活環境課 学校教育課
多様な学習活動の支援と拠点の確保	図書館、公民館をはじめ各学習施設や市民活動の個性を尊重し、多様な学習プログラムの展開や学習の場の確保を図ります。	社会教育課
利用しやすい学習施設・サービスの提供	子どもやその保護者にとって利用しやすい図書館、公民館、各学習施設の運営に努め、良質なサービスを提供します。	社会教育課
体験学習機会の充実	青少年の人間性や社会性を育むため、さまざまな機会においてボランティア体験、職業体験等の機会を設けます。また、市青少年育成市民会議への活動支援等、関係機関との連携に努めます。	学校教育課 社会教育課
生命の大切さを学ぶ性教育の充実	性教育については、一定学年以上において学校を中心に、生命の大切さなどを含めた体系的なプログラムを提供します。	学校教育課

項目	内容	担当課
喫煙や飲酒・薬物使用に関する指導の徹底	未成年の喫煙や飲酒及び薬物使用に関しては、家庭、地域、学校が連携して、薬物を乱用しない正しい知識の提供と正しい判断力を養うための取り組みを進めます。	学校教育課 健康推進課
文化・芸術活動の指導者の確保	文化・芸術活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努めます。	文化スポーツ 振興課
優れた文化・芸術に親しめる機会の充実	子どもが甲賀市や国内外のさまざまな優れた文化・芸術に親しみ、理解を深められるよう、年間を通じた鑑賞・体験機会の拡充を図ります。	文化スポーツ 振興課
発表の機会づくり・イベント開催支援	子どもの豊かな才能を発表できる機会の充実を図るとともに、子どもが主体のイベントの開催支援に努めます。	文化スポーツ 振興課
スポーツ・レクリエーションによる交流機会の充実	子どもの心身の育成のため、総合型地域スポーツクラブ活動やスポーツ少年団活動を通じて、スポーツやレクリエーション等の交流機会の充実を図ります。	文化スポーツ 振興課
通学路など安全な道路環境の整備	通学路など道路の危険箇所の改良や交通安全施設の設置、段差の解消など道路における安全性の確保に努めるとともに、警察署等と協力しながら、ドライバーのマナーに関する啓発や騒音・危険行為対策及び路上駐車・駐輪対策に取り組めます。	生活環境課 建設事業課
交通安全教育の推進	保育園及び幼稚園、学校における交通安全教室の開催や街頭啓発など、警察や各種団体と協力して交通安全思想の普及徹底を進めます。	こども未来課 学校教育課
地域防犯体制の強化促進	子どもを犯罪から守るため、地域の住民が協力しながら登下校時の見回りや日常的な子どもへの声かけなどを積極的に行う地域防犯体制の強化を促し、スクールガードによる見守り活動や活動団体への支援・指導を進めます。	生活環境課 学校教育課 社会教育課
子どもが利用する施設における安全管理体制の強化	保育園や幼稚園、学校、公園など、子どもが利用する施設の安全管理体制の強化に取り組むとともに、安全管理の重要性を促し、地域における安全への取り組みを支援します。	こども未来課 学校教育課 社会教育課 建設管理課
子どもの緊急避難場所の確保充実	警察と連携し、子どものための地域の緊急避難所の充実を図るとともに、こども110番制度の活用における課題について見直しや検討を進めます。	学校教育課 社会教育課
防犯意識の向上	学校において、不審者からの避難指導、携帯電話などを使った犯罪への注意を行い、子どもの防犯意識の向上を図り、避難方法の指導を行います。	学校教育課 生活環境課 社会教育課
家庭における防犯指導の啓発	かみか安全メールの充実と活用促進をはじめとして、家庭における防犯指導を呼びかけます。	学校教育課 生活環境課 社会教育課

項目	内容	担当課
安全対策の充実	施設への不審者の侵入防止を図るため、設備の充実や来訪者チェックや名札着用、不審者対応訓練などの安全対策の充実に努めます。	学校教育課 教育総務課
子育て家族が快適に利用できる公共施設の整備	公共施設について、子ども連れで快適に利用できるよう授乳室、育児設備などの段階的整備に努めます。	関係各課
民間施設のバリアフリー化促進	鉄道、金融機関など公益性の高い民間施設について、段差の解消等バリアフリー化を促進します。また、新たな建築物や開発等に対しては、建築施設が「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に沿って計画されるよう指導を充実します。	住宅建築課
ユニバーサルデザインの共有	子どもや小さい子ども連れの親をはじめ、あらゆる人が不自由なく快適に利用できるよう環境やサービス、製品をデザインするユニバーサルデザインをまち全体で共有できるよう、ユニバーサルデザイン推進協議会による検討と具体的取組を進めます。	関係各課
身近な公園の充実	身近な公園で子どもが安全に遊び、世代を超えて誰もが集えるよう、管理・改修に努めます。	関係各課
子どもの居場所づくり	保育園や幼稚園、学校、公民館、児童館、地域の集会所、空き店舗等などの柔軟な有効活用によって、親子が雨の日でも気軽に楽しく遊べる遊び場や子どもの居場所を確保していきます。	関係各課
放課後子ども教室の推進	各公民館で土日の子どもの居場所を確保するため「放課後子ども教室」を実施します。	社会教育課
施設の点検・整備	子どもの安全確保のため、保育園及び幼稚園、学校において施設の点検等を常に行い、必要箇所については早期改修に努めます。	こども未来課 教育総務課
防災訓練の充実	関係機関との連携のもと、保育園及び幼稚園、学校において防災訓練を行い、より実地的な訓練となるよう工夫に努めます。	こども未来課 学校教育課
有害図書の排除	立入調査等を実施しながら有害図書の排除を行うとともに、白ポスト設置による回収に取り組みます。	社会教育課
有害な広告等の排除	市民団体との連携を図りながら、有害な看板やチラシの設置防止、除去を図ります。	社会教育課
有害な社会環境の排除及び有害な社会環境に対する指導	インターネットや携帯電話の正しい使い方の啓発・指導に取り組みます。	社会教育課

#### ④家庭の育児力や教育力の強化

項目	内容	担当課
幸せな家庭を築くための学習機会づくり	保護者が子育ての基本は家庭にあることの認識を持ち、自信と心のゆとりを持って子育てするとともに、生活習慣や家族関係を良好に保てるよう、親や祖父母への講演や学習機会を設けます。	こども未来課 こども応援課
家庭教育や育児に関する学習機会の充実	家庭内での子どもの家事分担を通じた生活学習やしつけを保護者がおろそかにしないよう、家庭教育の啓発や育児に関する学習機会の充実に努めます。	こども未来課 こども応援課
愛郷心を育む学習機会の充実	保護者が身近な地域とのつながりや甲賀市に対する愛郷心を大切にし、その心を子どもにも伝えられるよう、各種学習機会や懇談会を通じて促します。	社会教育課 こども応援課
家庭における教育力の充実	家庭におけるしつけ、教育力の向上を図るため、保護者への啓発を常に行っていきます。	学校教育課
保護者同士が学び合える交流の機会づくり	サークル活動をはじめとした交流活動を促進し、保護者同士が学び合う環境づくりに努めます。	こども未来課 こども応援課 学校教育課

## 第6章 こうか子ども・子育て応援 5つの重点プロジェクト

第5章で示した施策や事業の中でも、甲賀市における子ども・子育て支援をさらに推進するための取り組みとして、基本方針に即した5つの重点プロジェクトを掲げます。

### ①教育・保育、子育て支援プロジェクト

- あんしん&すこやか保育応援事業（保育体制の強化）
- 児童クラブの拡充（設備・体制）
- 子育て支援以外の機能充実

### ②身近な地域での子育て支援プロジェクト

- 地域における子ども・子育てのネットワーク整備
- 子ども・子育て関係団体への支援充実
- 子ども・子育て関係情報の発信

みんなが参加し広がるきずなで  
子ども・子育てを応援するまち

# あい甲賀



- 特別な支援が必要な子どもへの支援強化
- ひとり親家庭への支援強化
- 外国人児童のコミュニケーション支援強化

### ③家庭の自立・社会参加支援プロジェクト

- ワーク・ライフ・バランスの啓発促進
- 市内事業所に対する子育て応援企業認定制度の創設

### ④子育てと仕事の両立推進プロジェクト

- 妊婦健康診査助成の拡充
- （仮称）子育て総合支援センターの整備
- 子ども・子育て関係職員の資質向上・人材育成

### ⑤子どもと子育て家庭を支えるプロジェクト



## 第7章 成果指標

第3章第2節で設定した基本方針ごとに、めざすべき成果を測るための指標として次の成果指標を設定します。

### 《基本方針1》 ニーズに応じた教育・保育、子育て支援を提供します

指標	区分	基準(ニーズ調査)		H25 年度 実績	目標 (H31)
		値	年度		
子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	就学前	47.4%	H20	49.3%	半減
	小学生	66.9%		68.5%	
子どもとの外出で特に困ったことはないと感じる就学前児童の保護者の割合	—	14.6%	H20	13.5%	増やす

### 《基本方針2》 身近な地域での子育てを支援します

指標	区分	基準(ニーズ調査)		H25 年度 実績	目標 (H31)
		値	年度		
子どもに関する地域の活動に参加している保護者の割合	参加している	26.6%	H20	24.7%	50%
	参加したい	39.6%		39.4%	
こども110番の家の数	—	1,700 件	H21	1,369 件	2,000 件

### 《基本方針3》 家庭の自立や社会参加を支援します

指標	区分	基準(ニーズ調査)		H25 年度 実績	目標 (H31)
		値	年度		
ここあいパスポート利用者数	—	180 件	H21	367 件	増やす

《基本方針4》 子育てと仕事の両立をめざします

指標	区分	基準(ニーズ調査)		H25 年度 実績	目標 (H31)
		値	年度		
育児にほとんど参加していない父親の割合	就学前	10.1%	H20	33.5%	半減
	小学生	5.2%		28.0%	
就学前児童の保護者において、これまで母親または父親が育児休業制度を利用したことがある割合	—	27.8%	H20	37.0%	増やす

《基本方針5》 すべての子どもと子育て家庭を支えます

指標	区分	基準(ニーズ調査)		H25 年度 実績	目標 (H31)
		値	年度		
乳幼児健診・相談を受けた保護者の割合	4 か月健診	98.2%	H20	98.0%	100%
	10 か月健診	94.6%		96.2%	
	1 歳 8 か月健診	96.4%		93.4%	
	2 歳 6 か月健診	89.6%		91.0%	
	3 歳 6 か月健診	89.9%		89.6%	
朝食を食べている子どもの割合	就学前	78.5%	H20	91.8%	増やす
	小学生	93.8%		87.6%	
子どもとゆっくりとした気分で過ごせる時間のある保護者の割合	就学前	56.7%	H20	71.8%	増やす
	小学生	47.2%		67.0%	

※「2歳6か月健診」は、平成25年度まで「2歳6か月相談」として実施

## 第8章 計画の推進と点検・評価

---

### 第1節 計画の推進体制

---

○本計画の推進は、第3章第3節に掲げる「あい甲賀 子ども・子育て応援団」協働指針に基づき、家庭をはじめ、市民及び地域、各種団体、企業と実施主体となる市との協働と連携により推進します。

○児童虐待防止対策、母子・父子家庭の自立支援及び障がい児など特別な支援を必要とする子どもに対する施策については、専門的な知識や技術を持つ県との連携により推進します。

### 第2節 達成状況の点検・評価

---

本計画の確実な推進と保護者のニーズに対応した子ども・子育て支援を実施するため、明確なPDCAサイクルの下に、年度ごとに計画に掲げる施策や事業の実施状況及び成果を把握し、子どもの保護者や関係団体の代表等で構成する甲賀市子ども・子育て応援団会議で点検・評価を行います。得られた点検・評価の結果は、市民に公表し、必要であれば計画を見直します。

# 資料編

## 1 甲賀市子ども・子育て応援団会議条例

(目的)

第1条 本市の未来を担う一人ひとりの子どもの健やかな成長に向け適切な環境を確保するための子ども・子育て支援に関する施策(以下「子ども応援施策」という。)の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市子ども・子育て応援団会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども応援施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 行政・教育機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

## 2 甲賀市子ども・子育て応援団会議委員名簿

※敬称略

No.	委員区分		氏名	所属	
1	第1号	学識経験者	大橋 喜美子	神戸女子大学文学部教育学科教授	会長
2	第2号	法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	辻 金雄	社会福祉協議会会長	副会長
3			西川 みき子	NPO法人わくわくキッズ理事長(児童クラブ)	
4			鹿田 由香	一般社団法人育児ひろばアプリコット代表	
5	第3号	関係団体を代表する者	田中 直人	医師会代表	
6			袖口 和久	青少年育成市民会議会長	
7			中村 芳子	健康推進連絡協議会会長	【～H26.3.31】
			中村 眞佐美	健康推進連絡協議会会長	【H26.4.1～】
8			大橋 淳一	甲賀市商工会会長	
9			富岡 正義	民生委員児童委員協議会連合会会長	
10	第4号	子どもの保護者	玉置 宏至	PTA連絡協議会会長	【～H26.3.31】
11			三ヶ月 元玄	PTA連絡協議会	【H26.8.6～】
			太田 俊彦	幼稚園PTA(貴生川認定こども園PTA会長)	
12			安養寺 由美	保育園保護者会(甲南のぞみ保育園保護者会会長)	【～H26.3.31】
			森田 彰良	保育園保護者会(甲南のぞみ保育園保護者会会長)	【H26.4.1～】
13	第5号	行政・教育機関の職員	井下 英二	滋賀県健康福祉事務所長	
14			谷村 徳幸	幼稚園代表(法人理事長・水口幼稚園園長)	
15			美濃部 眞滋	保育園代表(法人理事長・水口北保育園園長)	
16			瀬古 祐嗣	小学校校長会(油日小学校長)	【～H26.3.31】
			奥嶋 勇	小学校校長会(甲南第一小学校長)	【H26.4.1～】
17			辻 傅明	中学校校長会(甲賀中学校長)	【～H26.3.31】
			井澤 善雄	中学校校長会(甲南中学校長)	【H26.4.1～】
18			安田 正治	教育部長	
19			松井 忠夫	健康福祉部長	【～H26.3.31】
			西野 博	健康福祉部長	【H26.4.1～】
20	第6号	その他市長が認める者	黄瀬 忠幸	甲賀人権擁護委員協議会会長	
21			堤 英隆	ゆうゆう甲賀クラブ会長	
22			村上 元庸	区長連合会会長	【～H26.3.31】
			山川 宏治	区長連合会会長	【H26.4.1～】
23			中村 初子	総合計画策定審議会副会長	

### 3 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て応援団支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、関係機関の意見を踏まえながら協議及び検討を行う。

- (1) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げるものの中から市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所管する健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会

に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年8月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この告示の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。



## 4 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会委員名簿

※敬称略

No.	委員区分		氏名	所属	
1	第1号	学識経験者	大橋 喜美子	神戸女子大学文学部教育学科	会長
2	第2号	法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	森島 和博	幼稚園代表(甲南幼稚園園長)	
3			静永 賢瑞	保育園代表(明照保育園園長)	
4			杉田 光	社会福祉協議会事務局長	副会長
5			倉田 一良	NPO 法人わくわくキッズ事務局長(児童クラブ)	
6			田中 紀代子	労協センター事業団滋賀エリアマネージャー(児童クラブ)	
7			鹿田 由香	つどいの広場(地域子育て支援拠点事業)	
8			第3号	関係団体を代表する者	池ノ内 育子
9	市岡 富子	甲賀市健康推進連絡協議会副会長			【～H26.3.31】
10	名倉 まさ子	甲賀市健康推進連絡協議会副会長			【H26.4.1～】
11	黄瀬 正信	甲賀市商工会事務局長			
	増山 好子	主任児童委員			【～H26.3.3】
	神山 さち子	主任児童委員			【H26.3.4～】
12	第4号	子どもの保護者	渡辺 俊幸	幼稚園PTA(大原にこにこ園保護者会会長)	【～H26.3.31】
			森村 孝彦	幼稚園PTA(大原にこにこ園保護者会会長)	【H26.4.1～】
13			西多 正夫	保育園保護者会(水口東保育園保護者会会長)	【～H26.3.31】
			笹田 昌実	保育園保護者会(水口東保育園保護者会会長)	【H26.4.1～】
14			神谷 恵子	小学校保護者	【～H26.3.31】
			北野 真	小学校保護者	【H26.7.23～】
15	第5号	行政・教育機関の職員	梶原 隆	中央子ども家庭相談センター(参事)	
16			加茂 礼二	教頭会(甲南第二小学校教頭)	【～H26.3.31】
			松本 良昭	教頭会(水口小学校教頭)	【H26.4.1～】
17			菊田 宗高	教育委員会事務局 次長	【～H26.3.31】
			保井 達也	教育委員会事務局 次長	【H26.4.1～】
18			西野 博	健康福祉部 次長	【～H26.3.31】
			岡根 芳仁	健康福祉部 次長	【H26.4.1～】
19	第6号	その他市長が認める者	森村 シズ子	人権擁護委員	
20			植西 禮之輔	区長連合会副会長	【～H26.3.31】
			服部 金次	区長連合会副会長	【H26.4.1～】

## 5 策定経過

### (1) 子ども・子育て応援団会議

#### ①平成 25 年度

	年月日	審議内容
第 1 回	25.11.27	<議事> (1)甲賀市子ども・子育て応援団会議及び会議の運営について (2)甲賀市子ども・子育て応援団会議公開要領(案)について (3)子ども・子育て支援新制度について (4)甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画について (5)甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の策定スケジュールについて (6)ニーズ調査票(案)について
第 2 回	26.3.19	<報告事項> (1)ニーズ調査結果(速報値)について (2)アンケート調査(18 歳以上)について <議事> (1)教育・保育提供区域の設定について

#### ②平成 26 年度

	年月日	審議内容
第 1 回	26.6.4	<報告事項> (1)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係るニーズ調査結果について <協議事項> (1)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る「量の見込み」について (2)子ども・子育て応援団支援事業計画の構成について <意見聴取事項> (1)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る「確保方策」について
第 2 回	26.8.6	<報告事項> (1)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る関係機関等へのヒアリング結果(速報)について (2)甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)の取組状況について <協議事項> (1)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る「量の見込み」について② (2)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る「確保方策」について <意見聴取事項> (1)甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めた条例の制定について (2)甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (3)甲賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第 3 回	26.9.24	<報告事項> (1)子ども・子育て支援新制度への対応状況について (平成 26 年 9 月甲賀市議会定例会への関係条例等の提案) <協議事項> (1)子ども・子育て応援団支援事業計画の基本的な考え方について
第 4 回	26.11.19	<協議事項> (1)甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画(原案)について

## (2) 子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会

### ①平成 25 年度

	年月日	審議内容
第 1 回	25.11.11	<p>&lt;議事&gt;</p> <p>(1)甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会及び委員会の運営について</p> <p>(2)子ども・子育て支援新制度について</p> <p>(3)甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画について</p> <p>(4)甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の策定スケジュールについて</p> <p>(5)ニーズ調査票(案)について</p>
第 2 回	26.3.4	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>(1)ニーズ調査結果(速報版)について</p> <p>(2)アンケート調査(18 歳以上)について</p> <p>&lt;グループディスカッション&gt;</p> <p>・計画策定に当たっての教育・保育提供区域について</p>

### ②平成 26 年度

	年月日	審議内容
第 1 回	26.5.28	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>(1)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係るニーズ調査結果について</p> <p>&lt;意見聴取事項&gt;</p> <p>(1)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る「量の見込み」について</p> <p>(2)子ども・子育て応援団支援事業計画の構成について</p> <p>(3)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る「確保方策」について</p>
第 2 回	26.7.23	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>(1)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る関係機関等へのヒアリング結果(速報)について</p> <p>(2)甲賀市次世代育成支援行動計画(後期計画)の取組状況について</p> <p>&lt;意見聴取事項&gt;</p> <p>(1)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る「量の見込み」について②</p> <p>(2)子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る「確保方策」について</p>
第 3 回	26.9.10	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>(1)子ども・子育て支援新制度への対応状況について (平成 26 年 9 月甲賀市議会定例会への関係条例等の提案)</p> <p>&lt;意見聴取事項&gt;</p> <p>(1)子ども・子育て応援団支援事業計画の基本的な考え方について</p>
第 4 回	26.10.29	<p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>(1)子ども・子育て応援団支援事業計画の基本的な考え方について</p> <p>&lt;意見聴取事項&gt;</p> <p>(1)子ども・子育て応援団支援事業計画の施策の方向性について</p> <p>(2)子ども・子育て応援団支援事業計画の重点プロジェクトについて</p>

## 6 用語解説

### あ

#### 育児休業

労働者が育児のために一定取得できる休業。対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は1歳6か月）に達するまでの間で事業主に申し出ることによって取得できる。

### か

#### 甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会

地域社会の相互の連携を図り、子ども及び家庭の養育機能等を充実強化することにより、虐待等の社会的な問題の早期発見、早期の適切な対応を行うための協議会。（→要保護児童対策地域協議会）

#### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別出生数÷年齢別女性人口）を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

#### ここあいパスポート

発達に支援が必要な子どもの支援情報が引き継がれることを目的とした相談支援ファイル。

保護者が子どもの成長の様子を記録すると同時に支援機関で受けた検査や支援の記録も保存する。

#### 子ども・子育て関連3法

以下の①②③の法律を意味する。

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

#### コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

### 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年 4 月 1 日から施行されている法律。

### 児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

### 児童生徒就学援助

経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、義務教育を円滑に受けることができるように教育費の一部を援助する制度。

### 児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後最初の3月31日まで）の児童の保護者に対して支給される手当。

### 児童扶養手当

父母が離婚するなどして、どちらかの親と生計を一にしていない児童を監護している父または母に支給される手当。

### 奨学資金給付

経済的理由により就学が困難な高校生や大学生に対し、奨学金の給付を行う。

### 食育

平成 17 年 7 月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

### 少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

### 早期療育支援事業

心身の発達に支障のある就学前児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練及び児童の保護者への療育支援を行う事業。

## 総合型地域スポーツクラブ

地域において、子どもから高齢者まで誰もが参加できるスポーツ振興のための組織。

## た

### タイムケア事業

障がいのある子どもが規則正しい生活習慣を維持し、余暇を有効に活用するため、長期休暇中に施設などで創作活動や訓練を行うための機会を提供する事業。サマースクール等。

### だれもが住みたくなる福祉のまちづくり条例

「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」を改正した条例。平成17年4月施行。県、県民及び事業者の責務をあきらかにするとともに、高齢者・障がいのある人等にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図る等福祉のまちづくりのために必要な施策を推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

### 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

### 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（子ども・子育て支援法第27条）

### 特定支援教育就学奨励

小中学校の特別支援学級に在籍する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減するための制度。

### 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

### 特別児童扶養手当

身体または精神に重度または中度以上の障がいのある児童の保護者に対して支給される手当。

## ドメスティックバイオレンス

夫婦・恋人など親密な関係にある（あった）者から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的暴力などを含む。「DV」と略される。

## な

### 日中一時支援事業

障がい児・者の保護者の就労支援を目的に日中活動の場の提供を行う事業。

### ノーマライゼーション

子ども・障がいのある人や高齢者など社会的に弱い立場になりがちで、不利を負いやすい人々を当然に包括するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で平等の権利を享受できるようにするという考え方。すべての人が、年齢や障がいの有無に関わりなく、社会の構成員として、地域の中で普通に暮らすことが当然とする考え方。

## は

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの脳機能の障がいを指す。通常、低年齢から見られる脳機能の障がい。社会性やコミュニケーション能力の発達に偏りがあったり、興味・関心の範囲が狭かったり、反復行動、想像力の未発達などの特徴がある。

### パブリック・コメント

行政機関が計画策定や条例制定に当たって、事前に案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するもの。

### バリアフリー

子どもや乳幼児連れの保護者、障がいのある人や高齢者などのため物理的障壁を取り除くこと。さらに制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど、生活全般における障壁の除去を含む。

### ひとり親家庭等入学支度金

ひとり親家庭、両親のいない家庭で、小中学校に入学する児童を監護する保護者に支給される。

### PDCA サイクル

PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

### 福祉医療費の助成

健康保険が適用される医療費について、県と市が自己負担の一部を助成し、費用負担を軽減する制度。

### ふれあい交流事業

ひとり親同士の交流を目的として行う事業。

### 放課後等デイサービス事業

障がい児の放課後等の活動の場を提供し、一時的に見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う事業。

### 放課後こども教室

放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行う事業。

## ま

### 民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱により3年の任期で、地域住民の福祉、生活援助活動を行う委員。民生委員には、児童福祉法により児童委員を兼務する。

## や

### ユニバーサルデザイン

子どもや乳幼児連れの保護者、障がいのある人や高齢者の生活に不便となる障壁を取り除くバリアフリーの考えを一層進めて、年齢・性別や障がいの有無に関わらず、あらゆる人が不自由なく快適に利用できるよう環境やサービス、製品をデザインすること。

### 幼保一元化

少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育園の抱える問題点を解決するべく、幼稚園と保育園の2つの機能を一体化すること。

## ら

### 量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。



### ワーク・ライフ・バランス

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと。

---

甲賀市  
子ども・子育て応援団支援事業計画

発行：甲賀市  
編集：甲賀市役所 健康福祉部 子ども応援課  
住所：〒528-8502  
滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地  
TEL：0748-65-0729  
FAX：0748-63-4085  
発行年月：平成 27 年 3 月

---